



宗尊親王將軍記……………187<sup>1</sup>  
188<sup>1</sup>  
193<sup>2</sup>  
195<sup>6</sup>  
174<sup>6</sup>  
185<sup>1</sup>の六例

頼嗣將軍記……………179  
158<sup>6</sup>の二例

之に依り、頼朝將軍記が一一七例で最も多く、頼經將軍記が三五例で其れに次ぎ、以下、實朝將軍記（一九例）↓頼家將軍記（一〇例）↓宗尊親王將軍記（六例）↓頼嗣將軍記（二例）の順に続き、頼嗣將軍記が最も少いことが分かる。尤も、此等諸將軍記は、各々其の叙述対象範囲（期間）を異にするので、斯かる点を考慮に入れて、諸將軍記に於けるE記載事例の多寡優劣を考査する上に於いて、頼家・頼嗣両將軍記の叙述対象期間（前者五・六七年、後者七・八三年）の如く、他余の諸將軍記の其れ（頼朝將軍記（二五・八三年）・實朝將軍記（二六・八三年）・頼經將軍記（二五・五〇年）・宗尊親王將軍記（一一・五八年）に比して格段に短いことを如何ように解釈し、理解し、認識するかと謂つた点を充分に介意しておかねばならぬであろう。斯様なことを踏まえた上で、然うした調査検討を試みるに、頼朝將軍記には一五年一〇ヶ月（一五・八三年）に一一七例所見されるので、各一年当りの平均事例数は七・三九例となり、頼家將軍記には五年八ヶ月（五・六七年）に一〇例所見されるので、各一年当りの平均事例数は一・七六例となり、實朝將軍記には一六年一〇ヶ月（一六・八三年）に一九例所見されるので、各一年当りの平均事例数は一・一三例となり、頼經將軍記には、二五年六ヶ月（二五・五〇年）に三五例所見されるので、各一年当りの平均事例数は一・三七例となり、頼嗣將軍記には七年一〇ヶ月（七・八三年）に二例所見されるので、各一年当りの平均事例数は〇・二六例となり、そして宗尊親王將軍記には一一年七ヶ月（一一・五八年）に六例所見されるので、各一年当りの平均事例数は〇・五二例となる。仍て各一年当りに所見される事例数が最も多

いのは、頼朝將軍記（七・三九例）であり、頼家將軍記（一・七六例）が其れに次ぎ、以下、頼經將軍記（一・三七例）↓實朝將軍記（一・二三例）↓宗尊親王將軍記（〇・五二例）↓頼嗣將軍記（〇・二六例）の順に続き、頼嗣將軍記が最も尠いことが知られる。

斯くして頼朝將軍記以下の諸將軍記の各々に所見されるE記載事例数に就いて、此れが最も多いのは、頼朝將軍記（一一七例）であり、最も尠いのは、頼嗣將軍記（二例）であることを明らかに得るのである。

以上は、E記載事例が、頼朝將軍記以下の歴代諸將軍記の各々に如何程宛所見されるかを調査検討して、各將軍記に於ける、件の事例数の多寡優劣を考察したものである。以下は、此の事例数の他、各事例を印した人士達各々の員数が各將軍記に如何程宛所見されるかも加味考慮すると共に、各將軍記毎の員数・事例数（以下は、論述の便宜上、後出の員数を、前出の事例数に先出して記す。）双方の、全將軍記に於ける員数・事例数双方の各合計数に占める割合が如何程なるかを調査検討することに依つて得られた結果を表一五として掲記し、此の表示に基拠して、各諸將軍記毎の員数・事例数双方各々に就いての優越順次を考察してみたものである。斯くして此処では、員数・事例数双方共に、頼朝將軍記が首位を占め、頼經將軍記が其れに次ぎ、以下、實朝將軍記↓頼家將軍記↓宗尊親王將軍記↓頼嗣將軍記の順に続き、頼嗣將軍記が末位に在ることが認められるとする鄙見を提示しておくこととする。

表一五

將軍記	員 数	優越 順次	事例数	優越 順次
頼 朝	26名 (37.7%)	1	117例 (61.9%)	1
頼 家	8名 (11.6%)	4	10例 (5.3%)	4
實 朝	12名 (17.4%)	3	19例 (10.1%)	3
頼 經	15名 (21.7%)	2	35例 (18.5%)	2
頼 嗣	2名 (2.9%)	6	2例 (1.1%)	6
宗尊親王	6名 (8.7%)	5	6例 (3.2%)	5
合 計	69名		189例	

〔備考〕各將軍記毎の各員数の下に示す括弧内百分比は、其の合計員数に占めるものであり、各將軍記毎の各事例数の下に示す括弧内百分比は、其の合計事例数に占めるものである。

扱、夫れでは、鎌倉方から京洛方へ差遣され、其の在洛期間中に活動・活躍するのは、一体如何なる人士達であるかと謂うに、之を所見事例数の優越順次と、其等各事例の初出順次に随つて挙示すれば、凡そ次の如くなる（上部の（）括弧内数字は、事例数の優越順次、其の下部の数字は、既掲表一に示す各人士毎の初出順次に随つた事例番号）。

〔頼朝將軍記〕 都合二六名 一一七例

(1)源九郎義經(主・大夫判官・廷尉・伊豫守・豫州)…………… 5<sup>1</sup> 5<sup>2</sup> 5<sup>3</sup> 5<sup>4</sup> 5<sup>5</sup> 5<sup>6</sup> 5<sup>7</sup> 5<sup>8</sup> 5<sup>9</sup> 5<sup>10</sup> 5<sup>11</sup> 5<sup>12</sup> 5<sup>13</sup> 5<sup>14</sup> 5<sup>15</sup> 5<sup>16</sup> 5<sup>17</sup> 5<sup>18</sup> 5<sup>19</sup> 5<sup>20</sup> 5<sup>22</sup> 5<sup>23</sup> 5<sup>24</sup> 5<sup>25</sup> 5<sup>26</sup> 5<sup>27</sup>

5<sup>28</sup> 5<sup>29</sup> 5<sup>30</sup> 5<sup>31</sup> 5<sup>32</sup> 5<sup>33</sup>の三三三例

- (2) 北條殿 …………… 32<sup>1</sup>  
 32<sup>2</sup>  
 32<sup>4</sup>  
 32<sup>5</sup>  
 32<sup>6</sup>  
 32<sup>7</sup>  
 32<sup>8</sup>  
 32<sup>9</sup>  
 32<sup>10</sup>  
 32<sup>11</sup>  
 32<sup>12</sup>  
 32<sup>13</sup>  
 32<sup>14</sup>  
 32<sup>15</sup>  
 32<sup>16</sup>  
 32<sup>18</sup>  
 32<sup>19</sup>  
 の一七例
- (3) 因幡前司廣元(大夫尉・廷尉・朝臣) …………… 45<sup>1</sup>  
 45<sup>3</sup>  
 45<sup>4</sup>  
 45<sup>5</sup>  
 45<sup>6</sup>  
 45<sup>9</sup>  
 45<sup>10</sup>  
 45<sup>11</sup>  
 45<sup>12</sup>  
 45<sup>14</sup>  
 45<sup>15</sup>  
 45<sup>16</sup>  
 45<sup>17</sup>  
 45<sup>18</sup>  
 45<sup>20</sup>  
 45<sup>21</sup>  
 の一六例
- (4) 蒲冠者範頼(參河守・源・朝臣) …………… 4 4<sup>1</sup>  
 4 4<sup>2</sup>  
 4 4<sup>3</sup>  
 4 4<sup>4</sup>  
 4 4<sup>5</sup>  
 4 4<sup>6</sup>  
 の七例
- (5) 親能(前齋院次官・式部大夫・美濃權守) …………… 10<sup>2</sup>  
 10<sup>3</sup>  
 10<sup>4</sup>  
 10<sup>5</sup>  
 10<sup>6</sup>  
 10<sup>7</sup>  
 の六例
- (6) 景時(梶原平三) …………… 6 6<sup>1</sup>  
 6 6<sup>3</sup>  
 6 6<sup>5</sup>  
 の四例
- (7) 土佐房(昌俊) …………… 26<sup>1</sup>  
 26<sup>2</sup>  
 26<sup>3</sup>  
 の三例
- (7) 刑部素朝景(梶原) …………… 43 43<sup>1</sup>  
 43<sup>2</sup>  
 の三例
- (7) 比企藤内(朝宗) …………… 47<sup>1</sup>  
 47<sup>2</sup>  
 47<sup>3</sup>  
 の三例
- (8) 典膳大夫(久經) …………… 16<sup>2</sup>  
 16<sup>3</sup>  
 の二例
- (8) 近藤七(國平) …………… 17<sup>2</sup>  
 17<sup>3</sup>  
 の二例
- (8) 源藏人大夫頼兼 …………… 22<sup>1</sup>  
 22<sup>2</sup>  
 の二例
- (8) 景季(梶原源太左衛門尉) …………… 24<sup>1</sup>  
 24<sup>2</sup>  
 の二例
- (8) 昌寬 …………… 31<sup>2</sup>  
 31<sup>4</sup>  
 の二例
- (8) (雑色) 鶴二郎 …………… 35<sup>1</sup>  
 35<sup>5</sup>  
 の二例
- (8) 下河邊庄司(行平) …………… 51<sup>2</sup>  
 51<sup>3</sup>  
 の二例
- (8) 千葉介(常胤) …………… 52<sup>1</sup>  
 52<sup>2</sup>  
 の二例

(9) 御使……………	7 の一例
(9) 實平……………	8 の一例
(9) 大井兵衛次郎實春……………	9 <sup>1</sup> の一例
(9) 橘馬允公長……………	19 <sup>1</sup> の一例
(9) 成尋……………	25 <sup>1</sup> の一例
(9) 關東發遣御家人等……………	29 の一例
(9) 兵衛尉基清……………	46 の一例
(9) 佐々木左衛門尉定綱……………	67 の一例
(9) 吉野三郎……………	85 <sup>1</sup> の一例

之に依り、頼朝將軍記に在つて、取り分け、多くの所見事例数を有する(1)と(5)なる人士達と、其の在洛中の諸活動・活躍期間を次の如く把握し得よう。即ち、(1)の三三例は、壽永三年一月二〇日から文治元年一月二八日迄、(2)の一七例は、文治元年一月二八日から文治二年五月一五日迄、(3)の一六例は、文治二年閏七月一九日から文治三年三月二日迄、(4)の七例は、壽永三年一月二〇日から元暦元年九月一二日迄、(5)の六例は、文治三年一〇月二八日から建久二年一二月二四日迄と謂うように、在洛期間中に、取り分け、多大にして際立つた活動・活躍をした人士達の事蹟・業績と、其の推移變遷の跡を大観し得よう。而して(1)(4)なる人士達に依る諸事例は、木曾(源)義仲討滅と平氏討伐、(2)(3)(5)なる人士達に依る諸事例は、鎌倉方の京都政権に対する諸種多様な政策・政略等と謂つた事柄を各々主内容と

するものであり、此の(2)(3)(5)の中に在っても、特に(2)は、京洛は固より、其の近隣諸地域の行政・軍事の両面、別けても、警備・守衛、治安維持、秩序の安定強化を企てるものである。然うした多くの事例数を有する(1)～(5)なる人士達に依つて為された諸活動・活躍の性格と内容如何を簡潔に言えば、(1)(4)は、武家に依る武家に対する軍事・軍略を主要内容とするものであり、之に対して(2)(3)(5)は、(2)を除き、公家出身者に依る公家に対する治政上の策略を主要内容とするものであり、上に除いた(2)は、武家に依る公家に対する治政上の策略と軍事警察との両面に關わるものである。これは、取りも直さず、鎌倉府草創期に於いて、武家出身者たる(2)の人士、即ち「北條殿(時政)」に關わる諸事例が、鎌倉(幕)府の指揮統御者たる源 頼朝の代行者として京都政權・政界に臨み、其処で如何に多くの重要な意義を有する活動・活躍を展開したかを能く語り示す貴重な徴証と見做し得よう。

〈頼家將軍記〉 都合八名 一〇例

(1) 佐々木左衛門尉定綱……………	67 <sup>1</sup> 67 <sup>2</sup> 67 <sup>3</sup> の三例
(2) 掃部入道……………	10 <sup>3</sup> の一例
(2) 親長……………	98 <sup>1</sup> の一例
(2) 澁谷次郎高重……………	100 <sup>1</sup> の一例
(2) 土肥先次郎惟光……………	101 <sup>1</sup> の一例
(2) 小山左衛門尉朝政……………	102の一例

(2) 信綱……………

103の一例

(2) 善進士……………

104<sup>1</sup>の一例

〔實朝將軍記〕 都合二名 一九例

(1) 後藤左衛門尉(大夫判官)基清……………

46<sup>4</sup>  
46<sup>5</sup>  
46<sup>6</sup>の三例

(1) 武藏守朝雅……………

105<sup>1</sup>  
105<sup>2</sup>  
105<sup>3</sup>の三例

(2) 駿河前司季時……………

89<sup>3</sup>  
89<sup>4</sup>の二例

(2) 相州……………

117<sup>3</sup>  
117<sup>4</sup>の二例

(2) 伊賀太郎左衛門尉光季……………

140<sup>1</sup>  
140<sup>2</sup>の二例

(3) 源三左衛門尉親長……………

98<sup>2</sup>の一例

(3) 遠江左馬助……………

110<sup>1</sup>の一例

(3) 知親……………

114<sup>2</sup>の一例

(3) 能直……………

130<sup>1</sup>の一例

(3) 光員……………

131<sup>1</sup>の一例

(3) 波多野彌次郎朝定……………

135<sup>1</sup>の一例

(3) 信濃前司行光……………

139<sup>1</sup>の一例



〔頼經將軍記〕 都合一五名 三五例

(1) 武州……………	144 <sup>1</sup> 144 <sup>2</sup> 144 <sup>3</sup> 144 <sup>4</sup> 144 <sup>5</sup> 144 <sup>6</sup> 144 <sup>7</sup> の七例
(2) 相州……………	117 <sup>7</sup> 117 <sup>8</sup> 117 <sup>9</sup> 117 <sup>10</sup> 117 <sup>11</sup> の五例
(2) 後藤左衛門尉(大夫判官・佐渡守・基綱)……………	142 <sup>1</sup> 142 <sup>3</sup> 142 <sup>4</sup> 142 <sup>6</sup> 142 <sup>7</sup> の五例
(3) 重時(六波羅駿河守・相州)……………	164 <sup>3</sup> 164 <sup>4</sup> 164 <sup>5</sup> 164 <sup>6</sup> の四例
(4) 伊賀太郎佐衛門尉(大夫尉)光季……………	140 <sup>3</sup> 140 <sup>4</sup> の二例
(4) 相摸掃部助(時盛)……………	158 <sup>2</sup> 158 <sup>3</sup> の二例
(4) 大納言僧都(法印)隆辨……………	174 174 <sup>1</sup> の二例
(5) 朝定……………	135 <sup>3</sup> の一例
(5) 武藏太郎……………	145 <sup>3</sup> の一例
(5) 關判官代……………	148 <sup>1</sup> の一例
(5) 駿河前司……………	151 <sup>1</sup> の一例
(5) 安東新左衛門尉光成……………	154 <sup>1</sup> の一例
(5) 南條七郎二郎……………	160 <sup>1</sup> の一例
(5) 美濃澤右近二郎……………	162 <sup>1</sup> の一例

(5) 新判官光村……………165<sup>1</sup>の一例

〔頼嗣將軍記〕 都合二名 二例

(1) 飛脚……………179の一例

(1) 越後入道勝圓……………158<sup>6</sup>の一例

〔宗尊親王將軍記〕 都合六名 六例

(1) 和泉前司行方……………187<sup>1</sup>の一例

(1) 武藤左衛門尉景頼……………188<sup>1</sup>の一例

(1) 内藏權頭親家……………193<sup>2</sup>の一例

(1) 遠江十郎左衛門尉頼連……………195<sup>2</sup>の一例

(1) 若宮別當僧正隆辨……………174<sup>6</sup>の一例

(1) 伊勢入道行願……………185<sup>1</sup>の一例

右に挙示した頼家將軍記以下宗尊親王將軍記迄の諸將軍記に就いては、之と上述した頼朝將軍記とを比較すると、在洛中に活動・活躍したことが記されている人士達の員数と、然うした人士達が活動・活躍したとされる事例数の双方共に、特段に乃至は可成り尠く、是れと謂って取り立てて問題視する程のことは無いが、此処では、然うした中に在

つても、頼經將軍記所見の都合二二例而已が、稍、事例数が多いと謂う点で、目に立つ存在であり、之に就いて触れておこう。即ち其れは、左記の事例である。

武州……………  
④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の七例

相州……………  
⑰⑱⑲⑳㉑㉒の五例

後藤左衛門尉……………  
⑳㉓㉔㉕㉖の五例

重時（六波羅駿河守・相州）……………  
㉗㉘㉙㉚の四例

此の中、○印付記事例（一一例）は、承久三年の事変、△印付記事例（六例）は、南都衆徒の騷擾、下線付記事例（二例）は、太上法皇（後高倉院）崩御、●印付記事例（一例）は、臺嶺衆徒の騷擾、□印付記事例（一例）は、洛中の群盜鎮圧、に各々関わるものであり、此処では、此等都合二二例の孰れもが、上述した如く員数・事例数共に優越順次の点で、頼朝將軍記に次ぐ頼經將軍記に所見されることを指摘するに留めておこう。

鎌倉方から京洛方へ差遣された人士達に依つて其の在洛期間中に、彼の地（京洛方）に於いて展開された諸種多様な活動・活躍に関わる事柄が記されているE記載の中に在つて、然うした諸活動・活躍に関わる事柄が、其れを為した当人に依り、若しくは、其の当人に託された飛脚・使者等に依つて鎌倉方へ伝達された事蹟が記されているF記載が、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記に各々如何ように所見されるか、件のF記載の各將軍記に於ける有り様に就いて、次に述べてみよう。

京洛方の諸情報を鎌倉方へ伝達する營為其れ自体をば、京洛方に於ける諸活動・活躍の一環乃至一端と見做し得るし、

然うであるとすれば、当然のこと乍ら、F記載の全てが、E記載に包含されていることになる。然うしたE記載に於けるF記載の有り様に就いて彼此論述せんとするに際し、其の資として、先ず以て、煩を厭はずにE記載の全てを掲記することから始めよう（左掲E記載事例に登場する各人士達の上部に付記した○印数字は、其の事例通番号、各事例の下に記すAは、京洛方から鎌倉方への情差遣され、其の在洛期間中に活動・活躍した当人、若しくは、其の当人に託された、或いは然う視られる飛脚・使者等に依る鎌倉方への参着記載の有るもの。アは、鎌倉方から京洛方へ報伝記載の有る事例、Bは、然うした記載の無い事例であることを各々示し、其中、A事例に就き、(ア)は、鎌倉方から京洛方へう人士達に依る鎌倉方への注進・説明等の報告記載の有るもの。(ウ)は、(イ)に謂う人士達等に依る鎌倉方への文書・記録等の持参に関する記載の有るものを各々示す。）

### 〈頼朝將軍記〉

① 4 蒲冠者範頼 蒲冠者範頼・源九郎義經等、武衛の御使として數萬騎を率して入洛す。是れ義仲を追討せんが爲なり。

今日、範頼勢多より参洛す。義經宇治路より入る。木曾、三郎先生義廣・今井四郎兼平已下の軍士等を以て彼の兩道に於いて防ぎ戰ふと雖も、皆以て敗北す。蒲冠者・源九郎は、河越太郎重頼・同小太郎重房（中略）澁谷庄司重國・梶原源太景季等を相具して、六條殿に馳せ参じ、仙洞を警衛し奉る。此の間、一條次郎忠頼已下の勇士、諸方に競ひ走り、遂に近江國粟津の邊に於て、相摸國の住人石田次郎をして、義仲を誅戮せしむ。其の外、錦織判官等は逐電すと云々。……………B 壽永3・1・20条

② 4 蒲冠者範頼 未の尅、遠江守義定・蒲冠者範頼・源九郎義經・一條次郎忠頼等の飛脚、鎌倉に参着す。去ぬる廿日、合戦を遂げ、義仲并びに伴黨を誅するの由、之を申す。三人の使者、皆召しに依つて北面の石壺に参ず。巨細を聞こしめすの處、景時が飛脚、又参着す。是れ討亡・囚人等の交名の注文を持参する所なり。方々の使者参上す

と雖も、記録すること能はず。景時が思慮、猶神妙の由、御感再三に及ぶと云々。……………A(ア)イ(ウ)

” 3・1・27条

③<sup>2</sup> 蒲冠者範頼

酉の剋、源氏の兩將(範頼・義經)攝津國に到る。七日卯の剋を以て箭合の期と定む。大手の大將軍は蒲冠者範頼なり。相從ふの輩、小山小四郎朝政・武田兵衛尉有義(中略)小代八郎行平・久下次郎重光已下五萬六千餘騎なり。搦手の大將軍は源九郎義經なり。相從ふの輩、遠江守義定・大内右衛門尉惟義(中略)原三郎清益・

猪俣平六則綱已下二萬餘騎なり。平家、此の事を聞きて、新三位中將資盛卿・小松少將有盛朝臣・備中守師盛・平内兵衛尉清家・惠美次郎盛方已下七千餘騎。當國三草山の西に着く。源氏又、同じき山の東に陣す。三里の行程を隔てて、源平東西に在り。爰に九郎主、信綱・實平が如きに評定を加へ、曉天を待たず、夜半に及びて三品羽林を襲ふ。仍つて平家周章分散し畢んぬ。……………B

” 3・2・5条

④<sup>3</sup> 蒲冠者範頼

關東の兩將(範頼・義經)、攝津國より飛脚を京都に進す。昨日一谷に於て合戦を遂げ、大將軍九人を梟首す。其の外の誅戮、千餘輩に及ぶの由、之を申す。……………B

” 3・2・8条

⑤<sup>4</sup> 源 範頼

平氏等の首、大略を渡さるべきの由、源氏の兩將(範頼・義經)奏聞を經。仍つて博陸三公・堀川忠親等、勅問に預らる。彼の一族朝廷に仕へて已に年尚し。優恕の沙汰あるべきか。將又、範頼・義經が私の宿意を果さんが爲に、申し請くる所、道理無きにあらざるか。兩様の間、叡慮を決し難し。宜しく計ひ申すべきの由と云々。而るに意見區々に分かると雖も、兩將強ちに申し請くるの間、遂に渡さるべきの由、治定すと云々。勅使右衛門權佐定長、數度往反すと云々。……………B

” 3・2・11条

⑥<sup>5</sup> 蒲冠者範頼 辰の剋、蒲冠者範頼・源九郎義經等の飛脚、摂津國より鎌倉に參着し、合戦の記録を獻す。其の趣、

去ぬる七日、一谷に於て合戦す。平家多く以て命を殞す。前内府已下海上に浮びて四國の方に赴く。本三位中將は

之を生虜る。通盛卿・忠度朝臣・經俊已上三人は、蒲冠者經正・師盛・教經已上三人は、遠江守義定、之を討ち取る。敦盛・知章・業盛・盛俊

已上四人は、義經、此の外、梟首する者一千餘人。凡そ武藏・相摸・下野等の軍士、各々大功を竭す所なり。追つて注記之を討ち取る。

言上すべしと云々。……………A(ア)(ウ) 〃 3・2・15条

⑦<sup>4</sup> 參河守範頼朝臣 參河守範頼朝臣の去ぬる朔日の使者、今日參着して書狀を獻す。去月廿七日入洛し、同廿

九日、追討使の官符を賜はり、今日九月一日西海に發向すと云々。……………A(ア)(ウ) 元曆1・9・12条

⑧<sup>5</sup> 源九郎義經 前記4に所見す。……………B

⑨<sup>5</sup> 源九郎義經主 源九郎義經主、義仲が首を獲たるの由奏聞す。今日晩に及びて、九郎主、木曾が專一の者、樋口

次郎兼光を搦め進す。是れ木曾が使として、石川判官代を征せんが爲に、日來河内國に在り、而るに石川逃亡する

の間、空しく以て歸京す。八幡大渡の邊に於て、主人滅亡の事を聞くと雖も、押して以て入洛するの處、源九郎

の家人數輩馳せ向ひ、相戦ふの後、之を生虜ると云々。……………B 壽永3・1・21条

⑩<sup>5</sup> 源九郎義經 前記4に所見す。……………A(ア)(イ)

⑪<sup>5</sup> 源九郎主 樋口次郎兼光を梟首す。澁谷庄司重國之を奉り、郎從平太男に仰す。而るに斬り損ずるの間、子息澁

谷次郎高重之を斬る。但し、去月廿日合戦の時、疵を被るに依つて、片手打たりと云々。此の兼光は、武藏國兒玉

の輩と親昵たるの間、彼等勲功の賞に募りて兼光が命を賜はるべきの旨、申し請くるの處、源九郎主、事の由を奏

聞せらると雖も、罪科輕からざるに依つて、遂に以て免許有ること無しと云々。……………B " 3・2・2条

⑫<sup>5</sup> 源九郎義經 前記<sup>4</sup>に所見す。……………B

⑬<sup>5</sup> 源九郎義經 前記<sup>4</sup>に所見す。……………B

⑭<sup>5</sup> 源九郎主 源九郎主入洛す。相具するの輩、幾許ならず。從軍追つて參洛すべきか。是れ平氏一族の首、大路を

渡さるべきの旨奏聞の爲に、先づ以て鞭を揚ぐと云々。……………B " 3・2・9条

⑮<sup>7</sup> 源義經 前記<sup>4</sup>に所見す。……………B

⑯<sup>5</sup> 源九郎主 平氏の首、源九郎主の六條室町の亭に聚む。所謂通盛卿・忠度・經正・教經・敦盛・師盛・知章・經俊・

業盛・盛俊等の首なり。然る後に、皆八條河原に持ち向ふ。大夫判官仲頼以下、之を請け取り、各々長鎗刀に付け、

又、赤簡平某の由、各々之を注し付く。を付けて、獄門に向ひて樹に懸く。觀る者市を成すと云々。……………B " 3・2・13条

⑰<sup>9</sup> 源九郎義經 前記<sup>4</sup>に所見す。……………A (ア)(ウ)

⑱<sup>10</sup> 源九郎主 三位中將重衡卿、土肥次郎實平が許より源九郎主の亭に渡る。實平西海に赴くべきに依つてなり。

……………B " 3・3・2条

⑲<sup>11</sup> 源九郎 源九郎の使者京都より參着す。去月廿七日、除目有り。武衛正四位下に敍し給ふの由、之を申す。是れ

義仲追討の賞なり。彼の聞書●を持參す。此の事、藤原秀郷朝臣、天慶三年三月九日、六位より從下四位に昇るなり。

武衛の御本位は從下五位なり。彼の例に准ぜらると云々。亦、忠文宇治民部卿の例に依つて、征夷將軍の宣下あるべき

かの由、其の沙汰有り。而るに、越階の事は、彼の時に准據然るべし。將軍の事に於ては、節刀を賜はり軍監軍曹

に任せらるるの時、除目を行はれんか。今度の除目に載せらるるの條、其の官を始めて置くに似たり。左右無く  
宣下せられ難きの由、諸卿軍議有るに依つて、先づ敍位と云々。……………A(ア)(イ)(ウ) " 3・4・10条

②0<sup>5</sup> 源九郎主

源九郎主の使者參着す。申して云はく、去ぬる六日に左衛門少尉に任せられ、使の宣旨を蒙る。是れ

所望の限りにあらずと雖も、度々の勳功黙止せられ難きに依つて、自然に朝恩たるの由、仰せ下さるの間、固辭す  
るに能はずと云々。此の事頗る武衛の御氣色に違ふ。範頼・義信等の朝臣受領の事は、御意より起りて舉し申さる  
るなり。此の主の事に於ては、内々儀有りて、左右無く聽されざるの處、遮つて所望せしむるかの由、御疑ひ有り。  
凡そ御意を背かるる事、今度に限らざるか。之に依つて、平家追討使たるべき事、暫く御猶豫有りと云々。……………A  
(ア)(イ) 元曆1・8・17条

②1<sup>5</sup> 源廷尉

源廷尉の飛脚參着す。去ぬる十日、信兼の子息左衛門尉兼衡・次郎信衡・三郎兼時等を招き、宿廬に於て、

之を誅戮す。同十一日、信兼解官の宣旨を下さると云々。……………A(ア)

" 1・8・26条

②2<sup>5</sup> 源廷尉義經

去ぬる五日、季弘朝臣、所帶の職を停められ畢んぬるの由、仙洞より源廷尉義經に仰せらる。義經又、

其の旨を申す所なり。彼の状、今日鎌倉に到來すと云々。……………A(ウ)

" 1・9・28条

②3<sup>5</sup> 大夫判官義經

武衛、伽藍を草創せんが爲に、鎌倉中の勝地を求め給ふ。營の東南に當りて、一の靈崛有り。仍

つて梵字の營作を彼の所に企てらる。是れ父徳に報謝するの素願なり。但し、大嘗會の御禊已後、地曳始有るべき  
の由定めらるるの處、去月廿五日、其儀大夫判官義經供奉すと云々を遂げらるるの間、今日犯土有り。因幡守・筑後權守等、之を  
奉行す。武衛監臨し給ふと云々。……………B " 1・11・26条



②4<sup>16</sup> 大夫判官義經 賢所・神璽、今津の邊に着せしめ御ふ。仍つて頭中將通資朝臣其の所に參ず。夜に入りて、藤中

納言經房・宰相中將泰通。(中略)右少將範能朝臣・藏人左衛門權佐親雅等、桂河に參向す。大祓の後、朱雀大路并び

に六條を経て、大宮より待賢門に入御し、官の朝所東門をに渡御す。此の間、大夫判官義經、鎧を着して供奉し、官

の東門に候ず。看督長布衣を着し、松明を取りて前に在りと云々。……B " 2・4・24条

②5<sup>17</sup> 源廷尉 源廷尉の使者龜井六郎と號す。京都より參着す。異心を存ぜざるの由、起請文を獻せらるる所なり。因幡前司廣元、

申次たり。而して三州は、西海より連々飛脚を進じて子細を申す。事に於て自由の張行無きの間、武衛、又、懇志

を通ぜらる。廷尉は動もすれば、自專の計あり。今、御氣色不快の由を傳聞し、始めて此の儀に及ぶの間、御許容

の限りにあらず、還つて御忿怒の基を爲すと云々。……A(ア)(ウ) " 2・5・7条

②6<sup>5</sup> 廷尉 廷尉の使者景光。參着す。前内府父子を相具して參向せしむ。去ぬる七日出京し、今夜酒勾驛に着かんとす。

明日鎌倉に入るべきの由、之を申す。北條殿御使として酒勾宿に向はしめ給ふ。是れ前内府を迎へ取らんが爲なり。

武者所宗親・工藤小次郎行光等を相具せらると云々。廷尉に於ては左右無く鎌倉に參ずべからず。暫らく其の邊に

逗留して、召に隨ふべきの由、仰せ遣はさると云々。小山七郎朝光使節たりと云々。……A(ア)(イ) " 2・5・15条

②7<sup>5</sup> 廷尉 昨日、左典厩の侍、後藤新兵衛尉基清が僕従と、廷尉の侍伊勢三郎能盛が下部と鬪亂す。是れ能盛馱駒を

沙汰するの間、基清、彼の旅館の前を馳せ過ぐ。其の後に旅具を持たしむる所の疋夫等進み行くの處、能盛が引馬、

基清が所従を踏む。仍つて相互に諍論に及ぶ。此の間、基清が所従刀を取り、件の馬の鞅手綱を切りて奔り行く。能盛、

此の事を聞きて馳せ出で、竹根の引目を以て、残る所の疋夫を射る。彼等叫喚せしめて馳せ騒ぐ。基清、又、之を聞きて駕を廻らし、能盛と雌雄を決せんとす。典厩頻に之を抑留し、使者を廷尉の許に發せらる。廷尉、又、相鎮められ、無爲なりと云々。此の事、典厩強ちに訴へ申さずと雖も、自づから二品の聽に達す。能盛が下部等驕りを成すの條奇怪の由、御氣色甚しと云々。……………B

” 2・5・17条

⑳<sup>5</sup><sup>20</sup>源廷尉義經

源廷尉義經

思ひの如く朝敵を平らげ訖んぬ。剩さへ前内府を相具して參上す。其の賞兼ねて疑はざるの處、日來不儀の聞え有るに依つて、忽に御氣色を蒙り、鎌倉中に入れられず。腰越驛に於て徒に日を渉るの間、愁鬱の餘りに、因幡前司廣元に付して一通の款狀を奉る。廣元之を披覽すと雖も、敢へて分明の仰せ無し。追つて

左右有るべきの由と云々。彼の書に云はく、(款狀所謂腰越狀略)……………A(アウ)

” 2・5・24条

㉑<sup>5</sup><sup>22</sup>廷尉

卯の剋、廷尉近江國篠原宿に着く。橘馬允公長をして前内府を誅せしむ。次に、野路口に至り、堀彌太郎

景光を以て前右金吾清宗を鼻す。此の間、大原の本性上人、父子の知識として、其所々に來臨せられ、兩客共に上人の教化に歸し、忽に怨念を翻し欣求淨土の志に住すと云々。……………B

” 2・6・21条

㉒<sup>5</sup><sup>23</sup>源廷尉

前内大臣并びに右衛門督清宗等の首、源廷尉の家人等、六條河原に持ち向ふ。檢非違使大夫尉知康・六位尉章貞(中略)府生經廣・兼康等、其の所に莅みて、之を請け取り、獄門の前の樹に懸く。此の事、頭右大辨光

雅朝臣參陣して別當家通に仰す。別當、頭辨に仰す。頭辨、大夫史隆職に傳ふ。隆職、廷尉知康に傳ふと云々。

……………B

” 2・6・23条

㉓<sup>5</sup><sup>24</sup>伊豫大夫判官義經

去ぬる十一日并びに今日、伊豫大夫判官義經、潜かに仙洞に參り、奏聞して云はく、前備前

守行家、關東に向背し謀反を企つ。其の故は、其の身を誅すべきの趣、鎌倉の二位卿の命ずる所、行家が後聞に達するの間、何の過愈を以て、罪無き叔父を誅すべけんやの由、鬱陶を含むに依つてなり。義經頻りに制止を加ふと雖も、敢へて拘らず。而るに義經も亦、平氏の凶惡を退け、世を靜謐に屬せしむ。是れ蓋ぞ大功ならざらんや。然れども、二品、曾つて其の酬を存ぜず、適々計ひ宛つる所の所領等、悉く以て改變し、剩りさへ誅滅すべきの由、結構するの聞え有り。其の難を通れんが爲に、已に行家に同意す。此の上は賴朝追討の官符を賜はるべし。勅許無くんば、兩人共に自殺せんと欲すと云々。能く行家が鬱憤を宥むべきの旨、勅答有りと云々。……………B

文治1・10・13条

③2<sup>5</sup> 伊豫大夫判官義經

土左房昌俊、先日、關東の嚴命を含むに依つて、水尾谷十郎已下六十餘騎の軍士を相具して、伊豫大夫判官義經の六條室町の亭を襲ふ。時に豫州方の壯士等、西河の邊に逍遙するの間、残り留まる所の家人幾許ならずと雖も、佐藤四郎兵衛尉忠信等を相具して、自ら門戸を開き、懸け出でて責め戦ふ。行家、此の事を傳へ聞き、後面より來り加はりて、相共に防ぎ戦ふ。仍つて小時あつて昌俊退散す。豫州の家人等走り散じて之を求む。豫州、則ち仙洞に馳せ參じ、無爲の由を奏すと云々。……………B

1・10・17条

③3<sup>5</sup> 義經

左馬頭能保の家人等、

京都より馳せ參じて、申して云はく、去ぬる十六日、前備前守行家祇候人の家屋

を追捕し、下部等を搦め取り、結句、行家は北小路東洞院の御亭に移り住むと云々。又、風聞の説に云はく、去ぬる十七日、土佐房合戦して、其の功を成さず。行家・義經等、二品追討の宣旨を申し下すと云々。二品曾て動搖せしめ給はず、御堂供養の沙汰の外、他無しと云々。……………B

1・10・22条

③4<sup>5</sup>伊豫守

山内瀧口三郎經俊が僕従、伊勢國より奔り參して、申して云はく、伊豫守宣旨と稱して、近國の軍兵を催さる。此の間、經俊を誅せんが爲に、去ぬる十九日、守護所を圍まる。定めて遁れざらんかと云々。仰せて曰はく、此の事、實證にあらざるか。經俊は左右無く人に度らるべきの者にあらずと云々。經俊は勢州の守護に補し置かる所なり。……………B

1・10・23条

③5<sup>5</sup>豫州

今日、豫州河尻に至るの處に、攝津國の源氏多田藏人大夫行綱・豐嶋冠者等、前途を遮り、聊か矢石を發つ。豫州懸け敗るの間、挑み戰ふこと能はず。然而ども豫州の勢、多く以て零落し、殘る所の勢幾許ならずと云々。

……………B

1・11・5条

③6<sup>5</sup>義經

行家・義經、大物の濱に於て乗船の刻、疾風俄かに起りて、逆浪船を覆すの間、慮外に渡海の儀を止め、伴類分散して、豫州に相從ふの輩纔かに四人、所謂伊豆右衛門尉・堀彌太郎・武藏房辨慶并びに妾女子字靜。一人なり。

今夜、天王寺の邊に一宿して、此の所より逐電すと云々。今日、件の兩人を尋ね進すべきの旨、院宣を諸國に下さると云々。……………B

1・11・6条

③7<sup>5</sup>豫州

豫州、大和國吉野山に籠るの由、風聞するの間、執行、惡僧等を相催して、日來山林に索むと雖も、其の實無きの處、今夜亥の剋、豫州の妾靜、當山藤尾坂より降り藏王堂に到る。其の躰尤も奇恠なり。衆徒等之を見咎め、相具して執行の坊に向ふ。具に子細を問ふに、靜云はく、吾は是れ九郎大夫判官今の伊與守の妾なり。大物の濱より豫州

此の山に來たり、五ヶ日逗留するの處、衆徒蜂起の由、風聞するに依つて、伊豫守は山臥の姿を假りて逐電し訖んぬ。時に數多の金銀の類を我に與へ、雜色男等を付けて京に送らんと欲す。而るに彼の男ども賤賣を取り、深き峰の雪

中に弃て置くの間、此くの如く迷ひ來ると云々。……………B

” 1・11・17条

③8<sup>51</sup>伊豫守義經

伊豫守義經・前備前守行家等京都を出で、去ぬる六日、大物の濱に於て船に乗り、纜を解くの時、

惡風に遭ひ漂没するの由、傳聞に及ぶの處、八嶋冠者時清、同八日歸京し畢んぬ。兩人未だ死せざるの旨、言上すと云々。……………B

” 1・11・20条

③9<sup>32</sup>豫州

豫州、吉野山の深雪を凌ぎ、潜かに多武峰に向ふ。是れ大織冠の御影に祈請せんが爲なりと。到着の所は南院の内藤室、其の坊主は十字坊と號する惡僧なり。豫州を賞翫すと云々。……………B

” 1・11・22条

④0<sup>5</sup>豫州

後記<sup>32</sup>に所見す。……………B

④1<sup>6</sup>景時

前記<sup>4</sup>に所見す。……………A(ア)(ウ)

④2<sup>6</sup>景時

武衛、御使を京都に發せらる。是れ洛陽の警固以下の事を仰せらるる所なり。又、播磨・美作・備前・備中・備後、已上五ヶ國は、景時・實平等專使を遣はして、守護せしむべきの由と云々。……………B

壽永3・2・18条

④3<sup>6</sup>梶原平三景時

梶原平三景時が在京の郎從、飛脚として到着す。帥中納言經房の去ぬる八日の消息を持參す。其の趣、賴經卿父子、朝方卿父子の事、申し請け給ふの旨に任せて沙汰し切られ畢んぬ。且つは彼の政綱、義顯に通

ずるの狀、早く進覽すべし。次に山上の兵具の事、禁制すべきの旨、座主に仰せらるる事、又、訖んぬ。奥州の事、攝政以下の諸卿に仰せ合はせられ、追つて勅答有るべきの旨、院宣を蒙るてへり。又、昌寬注し申して云はく、去

月十九日に按察大納言並びに侍従朝經籠居す。同十三日、彼の父子及び左衛門尉政綱等、見任を解却せらると云々。  
……………A(ア)(ウ)  
文治5・4・19条

④6<sup>5</sup>景時 今日、後藤兵衛尉基清、使節として上洛す。定綱・定重が事に依つて、山門の訴、更に休み難し。殆ど定重を斬罪に行はるべきの由を申すと云々。飛脚連々到来するの間、重ねて此の儀に及ぶ。先度言上し給ふの趣に於ては、已に叡聞に達す。之に就きて内々宥め仰せらると雖も、衆徒更に靜謐せずと云々。然れば、若し左右無く臯罪に及ばば、景時私かに衆徒に懇望せしめ、佐々木庄已下、定綱が知行所半分は、未來際を限り、山門に附し奉るべきの趣、問答すべきの由、仰せ遣はさると云々。……………B  
建久2・4・26条

④5<sup>7</sup>御使 前記6<sup>1</sup>に所見す。……………B

④6<sup>8</sup>實平 前記6<sup>1</sup>に所見す。……………B

④7<sup>9</sup>大井兵衛次郎實春 申の尅、伊勢國の馳驛參着す。申して云はく、去ぬる四日、波多野三郎・大井兵衛次郎實春・山内瀧口三郎、並びに大内右衛門尉惟義が家人等、當國羽取山に於て、志太三郎先生義廣と合戦す。殆ど終日に及びて雌雄を争ふ。然而して遂に義廣が首を獲たりと云々。……………B  
元暦1・5・15条

④8<sup>10</sup>親能 閑院遷幸の爲に、樂屋二本の幄覆、並びに幔十八帖の事、去ぬる八日に仙洞に染め進ずるの由、親能京都より申し送る所なり。……………A(ウ)  
文治3・10・28条

④9<sup>10</sup>親能 去ぬる元暦二年五月廿二日に流罪せらるる所の平氏の縁坐の内、前法印大僧都良弘、阿波國に遣はされ訖んぬ。而るに去ぬる三月卅日、召し返さるるの由、親能之を申す。……………A(ウ)

⑤<sup>10</sup>親能

西の尅

親能が飛脚京都より參着す。去ぬる十三日に六條殿焼亡すと云々。寶藏并びに御倉は災を遁ると

4・4・10条

雖も、長講堂に於ては災す。本尊は之を取り出し奉ると云々。……………A(ア)

4・4・20条

⑤<sup>10</sup>式部大夫親能

式部大夫親能が飛脚、京都より參着す。去月廿五日、東大寺の堀内に於て、寺僧と武家の使と鬪

亂し、相互に傷死す。疵を被る者數十人なり。今日廿九日、在京の士卒南都に發向せしめんと欲するの處、朝の御

大事として禁制を加ふべきの旨、右武衛并び親能に仰せらるるの間、暫く之を留む。則ち仰せに應じて、武士の發

向を留め畢んぬるの由、帥殿に申し上げる所なりと云々。是れ高太入道を殺害する事に依つて尋ね沙汰すべきの由、

二品下知し給ふの間、親能使者を南都に遣はし、尋ねんと欲するの處、其の成敗を相待たず、忽ちに此の狼藉出來

すと云々。……………A(ア)

4・12・6条

⑤<sup>10</sup>親能

大理の姫君、左大將良經卿に嫁し給ふべし。其の儀已に近々に在りと云々。仍つて姫君の御裝束御臺所の御沙汰。女房

五人、侍五人の裝束并びに長絹百疋幕下の御分沙汰し送らるべきの由、兼日に其の定め有りて、御家人等に宛てらる。女

房の裝束は、親能・廣元等京都に於て調進すべきの由、領狀を申し了んぬ。惟義・重弘・朝綱等、又、侍の裝束を

進すべしと云々。絹は善信・義澄・盛長・知家・遠元・遠平已下に宛てらるる所なり。而るに五輩の分は沙汰を致

す。殘る所の分は參期遅々す。御氣色快からず、奉行人俊兼・盛時等を御前に召し、其の由を仰せらる。諸人恐怖

するの處、善信秀句を申して云はく、先立ちて參着する絹は、早馬に付けて早く參る。未だ到らざる絹は、練りて

參るの間、遅引するかと云々。時に御入興、彼の輩の事、沙汰無くして止み了んぬ。此の間、面々に絹を進すと云々。

仍つて安達新三郎に請け取らしむ。明曉京都に持參すべきの由と云々。……………B

建久2・6・9条

⑤3<sup>10</sup>親能

親能・廣元等の使者。京都より參着す。去ぬる十七日、法住寺殿御移徙の儀有り。毎事無爲と云々。大理

其の記を獻ぜらるる所なり。其の日出仕の人々、攝政殿・右大將親實。(中略)頭中將實明朝臣・頭大藏卿宗頼朝臣已下なり。

六條殿より出幸、掃部頭安倍季弘朝臣反問に候ず。陰陽頭賀茂宗憲朝臣新御所に候す。又、反問を奉仕す。黄牛二

頭を引かる。殷富門院同じく入御。少納言頼房・勘解由次官清長、水火の役に候す。又、女房二位局前監四人、衛府四人を具す參上す。

入御の後、五菓を供ふ。(中略)翌朝、前掃部頭親能薄青織の襖狩衣・大夫判官廣元白襖一斤染の衣、平禮帶劍せず。召に依つて御所の堂上に參す。

親能、左中將親能朝臣を以て御劍錦の袋に入るを賜はる。廣元同じく之を給はる。左少將忠行之を傳ふと云々。廣元狀に

載せて申して云はく、鶴毛の御馬三疋、御移徙の後朝に之を引き進すと云々。(後略)……………Aテ)

" 2・12・24条

⑤4<sup>16</sup>典膳大夫

典膳大夫・近藤七等、關東の御使として、院宣を帶して畿内近國を巡檢し、土民訴訟を成敗す。然る

間、當時、其の誤りを聞かず。二品内々感じ仰せらるるの處、尾張國に玉井四郎助重といふ者有り。本より猛惡を

先と爲し、諸人に愁へを懷かしむるの由謳歌す。近日殊に又、違勅の科有り。仍つて件の兩人、尋ね沙汰せんが爲に、

召文を遣はずと雖も、敢へて應ぜず、還つて謗言に及ぶ。時に久經等、子細●●●●●●●●●●を言上するの間、俊兼奉行として、今

日、助重に仰せられて云はく、綸命を違背するの上は、日域に住すべからず。關東を忽緒せしむるに依つて、鎌倉

に參すべからず。早く逐電すべしと云々。……………Aウ)

元曆2・6・16条



⑤6<sup>3</sup>久經 久經・國平等が使者、京都より參着す。院廳の御下文を帶して、已に以て鎮西に赴き畢んぬと云々。彼の

●●●●●御下文案を持參す。即ち俊兼に預け置かるる所なり。其の狀に云はく、(院廳御下文案文略)……………A(ア)(ウ)

" 2・8・13条

⑤6<sup>2</sup>17近藤七 前記16<sup>2</sup>に所見す。……………A(ウ)

⑤7<sup>3</sup>17近藤七 前記16<sup>3</sup>に所見す。……………A(ア)(ウ)

⑤8<sup>1</sup>19橘馬允公長 前記5<sup>2</sup>に所見す。……………B

⑤9<sup>21</sup>22源藏人大夫賴兼 今日、源藏人大夫賴兼、京都より參着す。去ぬる五月、家人久實、犯人書の御座の御劔の盗人を搦め進す。

件の賞に依つて、去ぬる十一日、從五位上に敘す。久實、又、兵衛尉を賜はる。而るに息男久長に讓るの由、之を

申す。……………A(ア)(イ) 文治1・10・21条

⑥0<sup>22</sup>22源藏人大夫賴兼 源藏人大夫賴兼が使者。京都より參着し、書狀を獻ず。大内守護の間、去月廿八日、仁壽殿の

前に於て犯人を搦め獲たり。推問する處、大内を燒かんと欲すと云々。此の上子細に及ばず、則ち梟首するの由、

●●●●●之を載すと云々。度々勳功を顯し、武勇に於て頗る父祖に耻ぢざるの旨、將軍家殊に感じ給ふと云々。……………A

テ(ウ) 建久5・4・7条

⑥1<sup>24</sup>24景季 景季・成尋等入洛す。則ち配流の人々の事を申すと云々。……………B 文治1・9・12条

⑥2<sup>24</sup>24梶原源太左衛門尉景季 梶原源太左衛門尉景季、京都より歸參す。御前に於て申して云はく、伊豫守の亭に參向し、

御使の由を申すの處、違例と稱して對面無し。仍つて此の密事、使を以て傳ふる事能はず、旅宿六條油小路に歸る。一兩

日を相隔て、又、參ぜしむるの時、脇足に懸り乍ら相逢はる。其の躰誠に以て憔悴す。灸數ヶ所有り。而して試みに行家追討の事を達するの處、報へられて云はく、所勞更に僞らず。義經が思ふ所は、縦ひ強竊の如きの犯人たりと雖も、直に之を糺し行はんと欲す。況んや行家が事に於てをや。彼は他家に非ず。同じく六孫王の餘苗として、弓馬を掌る。直なる人に准じ難し。家人等許りを遣はして、輒く降伏し難し。然れば、早く療治を加へ、平愈の後計を廻らすべきの趣、披露すべきの由と云々てへれば、二品仰せて曰はく、行家に同意するの間、虚病を構ふるの條、已に以て露顯せりと云々。景時之を承り、申して云はく、初日に參るの時面拜を遂げず、一兩日を隔つるの後見參有り。之を以て事の情を案ずるに、一日食せず、一夜眠らざれば、其の身必ず悴れん。灸は又、何ヶ所と雖も、一瞬の程に之を加ふべし。況んや日數を歴るに於てをや。然者、一兩日中に然る如きの事を相構へらるるか。同心用意有る分、御疑貽に及ぶべからずと云々。……………A(ア)イ

” 1・10・6条

⑥3 25<sup>1</sup> 成尋 前記24<sup>1</sup>に所見す。……………B

⑥4 26<sup>1</sup> 土佐房昌俊 前記5<sup>26</sup>に所見す。……………B

⑥5 26<sup>2</sup> 土佐房 前記5<sup>26</sup>に所見す。……………B

⑥6 26<sup>3</sup> 土佐房昌俊 土佐房昌俊並びに伴黨三人、鞍馬山奥より豫州家人等、之を求め獲て、今日、六條河原に於て梟首

すと云々。……………B

” 1・10・26条

⑥7 29 關東發遣御家人等 關東發遣御家人等入洛す。二品忿怒の趣、先づ左府に申すと云々。……………B

⑥8<sup>2</sup> 昌寛

前記<sup>3</sup>6に所見す。……………A(ウ)

” 1・11・5条

⑥9<sup>4</sup> 昌寛

京都御地の事、故池大納言の舊跡に治定すと云々。作事を始めらるるの由、昌寛<sup>●●●</sup>之を申すと云々。……………

A(ウ)

建久1・9・20条

⑦0<sup>1</sup> 北條殿

諸國平均に守護地頭を補任し、權門勢家庄公を論ぜず、兵糧米<sup>段別</sup><sub>五升</sub>を宛て課すべきの由、今夜、北條殿

藤中納言經房卿に謁し申すと云々。……………B

文治1・11・28条

⑦1<sup>2</sup> 北條殿

北條殿申さるる所の諸國の守護地頭・兵糧米の事、早く申請に任せて御沙汰有るべきの由、仰せ下さる

るの間、帥中納言、勅を北條殿に傳へらると云々。……………B

” 1・11・29条

⑦2<sup>4</sup> 北條殿

今度、行家・義經に同意するの侍臣并びに北面の輩の事、具に關東に達す。仍つて罪科に申し行はるべき

の由、交名を折紙に注して、帥中納言に遣はさる。其の上、殊に結構の象六人を申し請くべきの旨、北條殿に觸れ

仰せらる。所謂六人は、侍從良成・少内記信康<sup>伊與守</sup><sub>右筆</sub>・右馬權頭業忠・兵庫頭章綱・大夫判官知康・信盛・左衛門

尉信實・時成等也。又、右府關東を引級するの聞え有り。中丹を露さしむるに依つて、一通の書を獻ぜらると云々。

廣元・善心<sup>(信力)</sup>・俊兼・邦通等、此の間の事を沙汰すと云々。院奏の折紙の狀に云はく、(院奏折紙并びに右府に獻せ)<sub>られし頼朝御書略</sub>……………B

” 1・12・6条

⑦3<sup>6</sup> 北條殿

吉野の執行、靜を北條殿の御亭に送る。之に就きて豫州を搜し求めんが爲に、軍士を吉野山に發遣せら

るべきの由と云々。……………B

” 1・12・8条

⑦④<sup>32</sup>北條殿 北條殿の飛脚京都より參着す。洛中の子細を注し申さる。謀反人の家屋等、先づ之を點定す。惡事に同意するの輩、當時露顯の分、逐電せざる様に計略を廻らす。此の上又、帥中納言殿に申し畢んぬ。次に豫州の妾出來す。相尋ぬるの處、豫州都を出でて西海に赴くの曉、相伴はれて大物の濱に至る。而るに船漂倒するの間、渡海を遂げず、伴類皆分散す。其の夜は天王寺に宿す。豫州此より逐電す。時に約して曰はく、今一兩日當所に於て相待つべし。迎への者を遣はずべきなり。但し、約日を過ぎば、速やかに行き避くるべしと云々。相待つの處、馬を送るの間、之に乗る。何所を知らずと雖も、路次を経ること三ヶ日有りて、吉野山に到る。彼の山に逗留すること五ヶ日、遂に別離す。其の後、更に行方を知らず。吾れ深山の雪を凌ぎ、希有にして藏王堂に着くの時、執行虜へ置く所なりてへれば、申狀此の如し。何様に計ひ沙汰すべきかと云々。……………A(ア)(ウ)

⑦⑤<sup>32</sup>北條殿 亦、北條殿、關東の仰せに任せて、屋嶋の前内府の息童二人、越前三位通盛卿の息一人、之を搜し出さる。遍照寺の奥、大覺寺の北の菖蒲澤に於て、權亮三位中將惟盛卿の嫡男(字は六代)を虜にし、輿に乗せしめ野地に向

はるるの處、神護寺の文學上人、師弟の昵び有りと稱し、北條殿に申し請けて云はく、湏らく子細を鎌倉に啓すべし。其の左右を待つ程、宥め置かるべしと云々。前土佐守宗實(小松内府の息)は左府の猶子なり。是又、二品に申さる。暫らく免許有るべきの由、仰せ遣はさる。之に依り、兩人は之を闇かる。屋嶋内府の息等に於ては鳥首すと云々。……………B

⑦⑥<sup>32</sup>北條殿 北條殿の御使參着す。去ぬる十七日、解官の宣旨を下さる。大外記師尙、之を送る。則ち其の狀を獻じ

奉ると云々。(高階朝臣泰經以下五名解官宣旨略)……………A(ア)(ウ) 1・12・29条

⑦⑦<sup>9</sup>北條殿 北條殿の飛脚、京都より參着す。御使の雑色鶴二郎等、去冬十二月廿六日に入洛す。申さしめ給ふの趣、

同廿七日に其の沙汰有りて、解官・配流等、藏人宮内權少輔親經宣下す。別當家通・藤宰相雅長。除目を書すと云々。

……………Aア)

" 2・1・7条

⑧⑧<sup>10</sup>北條殿 今日、北條殿 六條河原に於て群黨十八人の首を刎ぬ。凡そ、此くの如きの犯人は使廳に渡すべからず。

直に刎刑に處すべきの由と云々。……………B

" 2・2・1条

⑨⑨<sup>11</sup>北條殿 北條殿の使者、關東に到來す。去月廿三日、前中將時實朝臣配流の官符を下さる。周防國を改め、上總

國に配流せらるべきの由と云々。……………Aア)

" 2・2・7条

⑩⑩<sup>12</sup>北條殿 北條殿の飛脚、京都より到來し、院宣を持參す。御熊野詣の事、定長の奉書此くの如し。今春の中に遂

げしめ御はんと欲す。御山の供米等、沙汰し進ぜらるべきの由と云々。則ち左少辨の奉書を副へ進ぜらるる所なり。

是れ去ぬる三日の戌の剋、帥中納言の許より北條殿に到來す。今月中に御請文を執り進すべきの旨、嚴密に相觸れら

るるの間、日時を經ず獻上せしむるの由、彼の狀に載せらると云々。(左少辨定長奉ずるの、院宣の趣意を得て、日時を經ずし其の御請文を執り進すべしとする太宰帥中納言經房の書狀略)

……………Aア)

" 2・2・9条

⑪⑪<sup>13</sup>北條殿 當番の雑色京都より參着す。北條殿の狀等を進す。靜女を相催し送り進すべし。又、正月廿三日・同廿八日、

洛中群盜蜂起す。則ち之を搦め獲て、去ぬる一日、十八人梟首し畢んぬ。數日を経ば、寛刑に似るの間、使廳に召

し渡すに及ばず、直に沙汰を致すと云々。……………Aア)

" 2・2・13条

⑫⑫<sup>14</sup>北條殿 北條殿、關東に歸るべきの由、奏聞し訖んぬ。在京頻りに叡慮に叶ふの間、拘留せしめ御ふと雖も、二

品の御旨を含みて已に歸國せんとす。仍つて洛中の事、何人に示し付くべきやの由、勅問有り。帥中納言に付して御返事を奏せらると云々。……………B

” 2・3・23条

㉔<sup>5</sup>北條殿

前攝政殿の家領、當攝録の御方に付けらるべきかの由、二品内々御存案有り。前攝政家、此の事を聞き、狀を以て愁奏せらる。仍つて今日、帥中納言其の子細を北條殿に仰せ聞かせらる。早く關東に申し達すべきの由、御返事を申さると云々。(中略)北條殿、近日關東に歸參せらるべきに依つて、公家殊に惜しみ思しめさるるの由、帥中納言勅旨を傳へらる。是れ則ち公平にして私を忘るるが故なり。且つは其の身下向せしむと雖も、穩便の代官を差し置き、地頭等の雜事を執り沙汰せしむべきの旨、度々仰せ下さるるの處、敢へて其の仁無し。一旦の勅定を重んじて、非器の代官等を差し置き、若し不當を現はすの事有らば、還つて其の恐れ有るべきかの由、固辭再三に及ぶ。但し、洛中警衛の事は、平六時定に示し付く。内々二品の仰せなりと云々。……………B

” 2・3・24条

㉕<sup>16</sup>北條殿

北條殿已に關東に進發せんと欲す。仍つて洛中を警衛せんが爲に、勇士を撰定して、之を差し置かる。其の交名を折紙に記載して、帥中納言に付し進ずる所なり。(京留人)……………B

” 2・3・27条

㉖<sup>18</sup>北條殿

北條殿京都より參着す。京畿沙汰の間の事、條々御問有り。亦、子細を申さる。中に就き、謀反の輩の知行の所々を注し、其の地を檢知すべきの由、言上すと雖も、之を聽されず。次に前攝政殿仰せらるる家領等を當執柄の方に付け渡され難き由の事、潤色の詞を加へて計ひ申さる。次に播磨國の守護人、國領を妨ぐる由の事、在聽の注文、景時が代官の狀を下さると雖も、未だ是非を申し切らず。次に今南・石負の兩庄并びに弓削柚の兵糧の事。

度々院宣を下さるるの間、早く停止すべきの由、請文を捧げて下向し畢んぬ。凡そ條々、去月廿四日傳奏を蒙るの由、  
毎事二品の御命に違はずと云々。……………A(ア)(イ)  
" 2・4・13条

86<sup>32</sup>北條殿 北條殿の雑色。京都より參着す。去ぬる六日、左典廐の室家女子御平産の由、之を申すと云々。典廐申さ  
れて云はく、世上の嗽々を鎮むべきの由、去ぬる七日院宣を蒙ると云々。……………A(ア)(イ)  
" 2・5・15条

87<sup>35</sup>雑色鶴二郎 前記<sup>32</sup>に所見す。……………B

88<sup>35</sup>雑色鶴二郎 去年御使として上洛せしむる所の雑色鶴二郎・吉野三郎歸參す。相摸・武藏兩國の乃貢物等、去月  
十二日進上す。彼の返抄を帶して參上すと云々。……………A(ア)(ウ)  
建久6・2・4条

89<sup>43</sup>梶原刑部兼朝景 梶原刑部兼朝景、京都より使者を進し、内大臣家の訴の事を執り申す。是れ家領等、武士の爲  
に押妨せらるる事なり。所謂越前國は北條殿の眼代、越後介高成國務を妨ぐ。般若野庄は藤内朝宗、瀬高庄は藤内  
遠景、大嶋庄は土肥次郎實平、三上庄は佐々木三郎秀綱、各々或いは三年、或いは一兩年、所務を煩はし、乃貢を  
抑ふと云々。二品殊に驚かしめ給ひ、速やかに妨げを止むべきの由、面々に仰せ含めらるべきの由と云々。……………

A(ア)(イ)

文治2・6・17条

90<sup>43</sup>刑部兼朝景 左馬頭の飛脚、京都より到來す。豫州、仁和寺・石倉の邊に隱居するの由、其の告有るに依つて、  
刑部兼朝景・兵衛尉基清已下の勇士を遣はすと雖も、其の實無し。而るに當時叡山に在りて、惡僧等扶持するの由、  
風聞すと云々。……………B  
" 2・6・22条

91<sup>43</sup>梶原刑部兼朝景 梶原刑部兼朝景、去夜京都より歸參す。是れ去年勇士を廿六ヶ國に撰び遣はさるるの時、土佐

國に向ふ所なり。件の國、嚴命の如く之を沙汰し鎮めて參上す。今日御前に召して、洛中の事等を尋ね給ふ。先づ、豫州逐電の後の沙汰の次第、並びに同意の輩の事、具に言上す。又、申して云はく、春三月の比、群盜の張本平庄丹波國の住人を召し、左獄に禁め置かる。餘人競ひ來りて彼の獄を切り破り、庄司以下の犯人悉く遁れ出で訖んぬ。仍つて別當家通、廷尉等に仰せて、諸方を捜し尋ぬと雖も、出來せず。而るに八月十一日、朝景搦め獲たり。同廿一日、大理の門下に將て參り、廷尉に請け取らしむと云々。……………A(ア)(イ)

” 2・9・15条

⑨2<sup>1</sup>因幡前司廣元

因幡前司廣元、關東に歸參す。去ぬる比上洛する所なり。諸國守護地頭の條々の事、委細下問に預り、所存を言上し了んぬ。又、播磨・備前の兩國の武士の妨げ、注文之を給はり、糺明すべきの由仰せを蒙る。是れ廣元は、二品の御腹心專一の者たるの由、去月十四日、公家の御沙汰に及ぶ。面目の至る所なりと云々。

……………A(ア) ” 2・7・19条

⑨3<sup>3</sup>因幡前司廣元

因幡前司廣元が使者、京都より參着す。去ぬる十五日六條若宮に於て放生會を始行せらるるの處、見物の雑人の中に鬪亂出來し、疵を被るの者等有りと云々。……………A(ア)

” 3・8・25条

⑨4<sup>4</sup>廣元

閑院修造の事、其の功漸く成る。來月上旬に遷幸あるべきの旨、之を承る。定めて御勸賞を仰せらるるの由、廣元言上するの間、勸賞の事御沙汰に及ばば、早く辭すべきの趣、盛時に仰せて、御書を廣元の許に遣はさるるなり。其の詞に云はく、(盛時奉、頼朝御書略)……………A(ウ)

” 3・10・25条

⑨5<sup>5</sup>廣元

閑院修造勸賞の事、辭し申すべきの旨、兼ねて以て廣元が許に仰せ遣はされ畢んぬ。廣元其の趣を得て、遮つて辭し申すに依つて、其の沙汰無しへれば、去十三日遷幸の次を以て、相摸・武藏兩國重任と爲すべきの由、



之を仰せらるる許りなり。仍つて御感の院宣を下され、今夕到來す。其の詞に稱く（太宰權帥藤原經房奉院宣略）……………A(ウ)

” 3・11・28条

96 因幡前司廣元

因幡前司廣元の使者、京都より到來す。申して云はく、今月三日に熊野參詣に進發する所なり。

而るに其の精進中に御感の仰せを蒙るてへり。閑院並びに六條殿の修造已下、事に於て節を勤め、殊に神妙なりと云々。凡そ歡喜の淚抑へ難し。此の仰せ、偏に陰徳の致す所かと云々。次に廣元が知行する周防國嶋末庄の事、女房三條局、折紙を捧げ所望するの間、帥中納言の奉として、知行の由緒を尋ねらるるの間、子細を注し、狀を進じ畢んぬ。定めて直に仰せ下されんか。廣元言上の様を知ろしめされんが爲に、彼の狀の案文を進するの由と云々。

嶋末庄知行由緒狀案文略……………A(ア)(イ)(ウ)

” 4・12・12条

97 45 廣元

下總守義定申す條々の事、勅答の趣、權中納言經房執り進ぜらるる所の院宣は、右大辨宰相定長の奉書なり。

義定之を拜見せしめ、愁緒彌腸を斷つと云々。其の狀に云はく、（以下、權中納言經房宛右大辨書信概要摘記）下總守安田義定は、他餘の國守

等に相異して、納むべき濟物を納めぬ許りか、恒例・臨時の課役を負擔する事儘ならず、他の勤めをも果さぬ事が多く、加えて六條殿造營に際しては、諸國が皆了承したのに、其の舊知行國なる遠江一國而已が、彼此言つて直ぐには承諾せず、二品源頼朝の強い責めに依り、甫て漑々乍ら、後れて隨ふ杯と謂ふ風に、公事には可成りの怠慢が認められる。斯様な義定が遠江國を七ヶ年知行の後、他國下總に遷任せらるるのは、豈に御優恕にあらざらんや。然うした事の仔細に就きては、院の義定への思召しが、中納言藤原經房卿を通して、廣元の鎌倉下向の砌りに仰せらるる通りである。……………B

” 6・2・25条

98 廣元 法金剛院領怡土庄の事、地頭職を去り進せしめ給ふべきの由、度々院宣を下され畢んぬ。而るに奥州征伐

の後、仰せに隨ふべきの趣、先日御請文を獻ぜらるるの間、義經・泰衡滅亡し畢んぬ。然而ども猶、能盛法師知行し難きかの由、御沙汰有りて、下さるる院宣、今日到來すと云々。(以下、院宣並びに源二位頼朝宛 權中納言藤原經房書信概要摘記) 後白河院近臣の能勢法

師が相傳する怡土庄に就き窺ひみるに、同法師が同庄の知行を容易なものならしめんが爲には、如何にしても、同庄の地頭職を停廢せねばならぬ。斯うした旨の院宣は、既に去々年二品源 頼朝の許に下されていた。故で頼朝は、

然うした旨の院宣に應へて、奥州征伐後に其の仰せに隨ふ旨の御請文を提出していた。其れにも拘らず、今以て其れが果たされぬ儘である。其處で後白河院は、能勢法師が同庄を知行し難しとする嘆きを哀れにして、不都合なことを思召されて、再度、同趣旨の院宣を頼朝に下されると共に、在洛中の廣元に、然うした事を仔細に言い含められたと謂う。而して斯うした事は、帥中納言藤原經房から頼朝へ遣はされた書状からも知り得られる故である。

……… B

” 6・3・9 条

99 45 廣元 右兵衛督能保の書狀到來す。廣元の使者に付せらるる所なり。院宣の定長並びに權中納言經房の狀等を執り

進ぜらると云々。其の詞に曰はく、(以下、權中納言經房宛右大辨定長書狀にみる「二位卿被<sub>レ</sub>申條々事」として掲記されている諸事項、諸内容中、主要な大内裏修造に伴なう褒賞の件に関わる事柄の概要摘記)此の件に関しては、

既に去月十一日に提出されている御請文に演べられている故である。是れに依れば、内裏修造が、己の知行國に対する賦課に依つて爲されている事からして、褒賞されては定めて傍輩が不平に思われるであらうし、又、他國に忠節を盡した所もあるう事からして、然うした褒賞に就いては考えておらず、唯、然様に院より御褒めを賜はる事こそが、何よりの褒賞と存じ上げていると謂うものである。……… A(ア)(ウ)

” 6・3・14 条

⑩45 因幡前司廣元

因幡前司廣元、京都より參着す。去年の冬、御使として上洛する所なり。二品の申さしめ給ふ條々、

悉く以て勅答有り。具に其の趣を言上すと云々。亦、彼の便宜に付して、前大僧正公顯消息を獻す。去ぬる三日、

天台座主に補し訖んぬ。智證の門人、絶えて此の例無し。仍つて山徒殊に之を鬱し申すと雖も、勅命限り有り。宣

命を請け取り、同六日辭狀を上ると云々。此の僧正は二品御歸依の僧なり。八十一の老後に此の慶賀有りと云々。

………Aア(イ)ウ

” 6・3・20条

⑩45 廣元朝臣

大理能保。并びに廣元朝臣等の飛脚參着す。各々書狀を獻ぜらる。去月の比、佐々木小太郎兵衛尉定

重、近江國彼の庄に於て日吉社の宮仕法師等を刃傷す。仍つて山徒蜂起し、所司奏狀を捧げて參洛し、定重が身を

賜はるべきの由、之を申す。又、延曆寺所司等を關東に差し進ずべきの由、風聞す。朝家の大事、忽然として出來す。

其の濫觴は、近江國佐々木庄は、延曆寺の千僧供領なり。去年水損の愁有りて、乃貢太だ闕乏の間、定綱定重が父と

云ひ、土民と云ひ、之を沙汰し送らんと欲するに所無し。仍つて象徒等、去月下旬、日吉社の宮仕等を差し遣はし、

日吉の神鏡を捧げて定綱が宅に亂入し、門戸を叩き、城壁を破り、家中の男女を譴責し、頗る恥辱に及ぶ。時に定

重一旦の忿怒に堪へず、郎從等をして宮仕等一兩人を刃傷せしむ。此の間誤りて神鏡を破損すと云々。………Aア

(ウ)

建久2・4・5条

⑩45 大夫尉廣元

大夫尉廣元の飛脚、京都より參着す。大理書狀を獻ぜらる。去月廿六日、山門の象徒、左衛門尉定

綱を訴へ申さんが爲に、八王子・客人・十禪師・祇園・北野等の神輿を頂戴し、閑院皇居に參ずるの間、則ち罪名

を群議有り。死罪一等を減じ、遠流に處せらるべしと云々。其の趣定めて宣下せられんかの由。又、遠江守義定朝

臣の飛脚參じ申して云はく、當時禁裏の守護番なり。去月廿六日、神輿入洛の時、家人等相禦くに及び、鬪戦を發すべからざるの由、頻りに別當宣有るの間、謹慎する處に、家人四人、同じく所從三人、忽ちに山徒の爲に刃傷せらる。朝威を仰ぎ神鑿を怖るるに依つて、已に勇士の道を忘るるが如し。殆と人の嘲りを招くべきかと云々。此の事其の沙汰有り。善信・行政・俊兼・盛時等、召に依つて參上すと云々。……A(ア)ウ

” 2・5・2条

⑩⑤大夫尉廣元

大夫尉廣元、去月廿日、賀茂祭に供奉して、院の御廐の御馬を賜はる。則ち御廐舍人金武を具す。

凡そ眉目を施すと云々。その間の記録之を進す。又、申して云はく、上皇の御願として、近江國高鳴郡に、五丈の毘沙門天の像を安んぜらる。近日供養の儀有るべしと云々。善信此の事を聞き、申して云はく、彼の像は、去ぬる養和の比、仙洞に於て佛師院尊法印に仰せて之を作り始めらると。幕下仰せて曰はく、此の事度々風聞有る所なり。平相國在世の時より造立し奉る。推量の及ぶ所、源氏調伏の爲か。頗る甘心せずと云々。仍つて其の趣、内々廷尉の許に仰せ遣はさると云々。……A(ウ)

” 2・5・12条

⑩④45廣元

前記10<sup>6</sup>に所見す。……B

⑩⑤45廣元

前記10<sup>7</sup>に所見す。……A(ア)ウ

⑩⑥45廣元朝臣

廣元朝臣の使者、京都より參着す。去ぬる十三日、夜に入りて入洛すと云々。法皇の御惱殆と危急。

仍つて御劔は則ち石清水に送り奉るの由之を申す。……A(ア)イ

” 3・2・22条

⑩⑦45廷尉廣元

廷尉廣元の書狀、京都より參着す。當職の事、既に辭狀を上り訖んぬ。其の案文謹みて獻上すと云々。

此の事、ただ御意に相叶ふと云々。彼の狀に云はく、

(以下、件の狀、即ち所帶の左衛門尉・檢非違使職を罷められんことを請ふ狀の概要摘記)

素より己が性暗愚にして、

心明察にあらざれど、昨年四月一日には、明法博士・左衛門大尉に任ぜらる。即ち檢非違使の宣旨を蒙る。此等三箇の恩は、所詮、一所に耐へず。斯くなるを以て、同年十一月五日に、先づ、李曹の儒職たる明法博士を通るるも、尙、愁に棘署・檢非違使廳の法官には留任す。茲に翻つて思ふに、己が一族で代々の跡を承繼する者は皆、南堂の風を學修す。而るに校尉左衛門尉は、天皇の爪牙にして、専ら車駕の警固・守衛に任じ、廷尉檢非違使は、黎民の衝勒にして圜圉に關はる事を主務とするもの。仍つて此等の役職は、名譽ある過分の其れではあるが、之を辭退して、唯、天皇に忠誠の心を盡さんこと而已を庶幾ふ。願わくは、天皇の御慈悲を得て、枉げて己が思ひを採り上げられんことを。然すれば、内には瞰鬼の廻眸を避け、外には議人聚口の難を弭め、悚兢の至りを慰め得よう。……………

A(ウ)

” 3・3・2条

⑩8 兵衛尉基清

前記<sup>1</sup>43に所見す。……………B

⑩9 比企藤内朝宗

北條兵衛尉の飛脚參着す。申して云はく、去ぬる廿二日、糟屋藤大有季、堀彌太郎を虜り、佐藤兵衛尉を誅すてへり。景光が白狀に云はく、豫州、此の間、南京の聖弘得業が邊に在り。又、景光與州の使者として、度々

木工頭範季が許に向ひて、示し合はする事有りと云々。仍つて南都の事は、左典廐に付して奏聞を經、五百餘騎を比企藤内朝宗に差し副へて、之を搜し求めんが爲に、南都に遣はし了んぬと云々。……………B 文治2・9・29条

⑩7 朝宗

去月朝宗等、南都に打ち入りて、聖弘得業が邊を搜し求むと雖も、義行本名義經、去ぬる比名を改む。を獲ざるの間、空しく

以て歸洛す。之に依つて南都頗る物忿、衆徒蜂起を成し、鬱訴を含み、維摩大會を停止すべきの由風聞すと云々。

……………B

” 2・10・10条

⑩47<sup>3</sup>比企藤内朝宗 當時、比企藤内朝宗已下の御家人、郎從等を南都に差し置き、聖弘得業の坊を守る。是れ義顯を尋ねんが爲なり。而るに去ぬる比、山階寺の別當僧正參洛を企つ。此の事既に一寺滅亡の基たるべきか。早く尋ね索むべきの趣、申し請くるの由、右武衛申し送らるる所なり。……………B

⑩51<sup>2</sup>下河邊庄司 下河邊庄司・千葉介等が上洛に付して、洛中の群盜以下の條々、奏聞せしめ給ふ事、悉く勅答有り。

其の狀、今日鎌倉に到來する所なり。又、御熊野詣の用途の事、仰せ下さる。不日に御請文を進ぜしめ給ふべきの由と云々。院宣に云はく、  
(太宰權帥藤原經房奉院宣并びに二品頼朝宛權帥中納言經房書信略)……………Aウ)

⑩51<sup>3</sup>下河邊庄司行平 下河邊庄司行平・千葉介常胤、京都より歸參す。院宣等に於ては、先々雑色に付して進上し畢

んぬと云々。爰に兩人を御前に召され、上洛の間、京中靜謐の由叡感に及ぶ。尤も御眉目たるの趣、感じ仰せらるる所なり。而して行平、九月十一日に入洛し、即夜兼ねて承り及ぶ群盜聚會の所々を窺ひ、郎從をして夜行を致さしむるの處、尊勝寺の邊に於て奇恠の者に行き逢ふ。人數八人、残らず之を搦め取り、所犯を尋ね明らむるの間、常胤を相待たず、將又、使聽に相觸れず、北條殿の例に任せて、彼等が首を刎ね訖んぬ。常胤、同十四日に京着す。各々在洛し、幾日数を歷すと雖も、更に狼藉の事を聞かず、自然に無爲なり。誠に是れ將運の然からしむる所に依るか。次に在京武士の事、御使の雜色并びに兩人の使を以て、日時を廻らさず、悉く之を召すに、來り聚まる所なり。尋ね問ひ訖んぬ。面々に陳じ申すの旨有りて、子細無きにあらず。其の狀五十三通、之を進上す。其の上、所犯の實證無し。沙汰に能はざる事なりと云々。之に就きて、件の陳等、帥中納言に付すべきかの由、其の沙汰りと雖も、關東武士の行と、全く風聞せざるの由、院宣に載せらるるの間、斟酌を加へ、之を備せず、持參せ

しむるの由、行等之を申す。此の事、其の理然るべし。仍つて又、御感りて營中に留めらると云々。……………A  
テ(イ)ウ) 〃 3 . . 8 条

52 千葉介 前記51に 見す。……………A(ウ)

52 千葉介常胤 前記51に 見す。……………A(テ)イ(ウ)

67 佐々木左衛門尉定綱 佐々木左衛門尉定綱が飛脚參着す。申して云はく、去ぬる十三日亥の刻、右武衛の室、

に依つて卒し給ふと云々。二位家殊に 息し給ふ。今年四十六と云々。……………A(テ)イ) 建久1・4・20 条

85 吉野三郎 前記35に 見す。……………A(テ)ウ)

〈頼家將軍記〉

掃部入 未の尅、掃部入・佐々木左衛門尉定綱・小山左衛門尉 政大番仕の  
寫在京す等の飛脚參着す。申して云はく、

去 廿三日、天皇、仙洞二條  
殿に 觀行幸す。春宮・七條院・一宮同じく臨幸す。爰に越後國の住人、城四郎 長茂

城四郎助  
國が四男 軍兵を引 し、 政が三條東洞院の宿廬を圍む。 政行幸に供奉する留守の程なり。残り留まる の郎從

等禦ぎ戦ふの間、長茂引き く。 ち行幸 御以 に仙洞に推參し、四門を閉ぢて關東を 討すべきの宣旨を申す。

然れども 許無きに依つて長茂 電し、清水坂に るの由風聞するの間、 政等馳せ向ふと雖も、行方を知らずと

云々。彼の使、先づ大官令の亭に到着し、次に御に參る。此の間、諸人群參し、倉中騒動す。制止を加へら

るるに依つて、夜に入りて靜謐すと云々。……………A(ア)(イ) 正治3・2・3条

67 佐々木左衛門尉定綱 摸權守 びに佐々木左衛門尉定綱等が飛脚、京都より參着す。去 廿二日、頭辨公定

臣を奉行として、 江國の住人柏原彌三郎を 討すべきの由、宣下せらる。是れ 年事に 帝命を背くが故なり

と云々。……………A(ア) " 2・11・1条

67 佐々木左衛門尉定綱 前記10に 見す。……………A(ア)(イ)

67 佐々木左衛門尉定綱 佐々木左衛門尉定綱が飛脚參着す。申して云はく、柏原彌三郎、去年三尾谷十郎が爲に襲

はるるの刻、 亡するの後、行方を知らざるの處、廣綱が弟四郎信綱、件の在 を伺ひ得て、今 九日之を誅戮す

と云々。……………A(ア)(イ) 建仁1・5・17条

98 親長 親長京都より歸參す。國人播磨國惣 捕使芝原太郎長保を具し下る。是れ景時が與黨なり。佐々木左衛門

尉廣綱、郎従を 副へて之を り ず。親長御 に參じて申して云はく、去ぬる二日に入洛し、同七日、廣綱・基

清 共に、先づ景時が五條坊門面の宅を 捕し、郎従を縛す。其の白 に就きて、 江國富山庄に て長保を生

ると云々。長保に ては、義盛が宅に はさるる なり。……………A(ア)(イ) 正治2・2・20条

100 澁谷次郎高重 先日上洛する澁谷次郎高重・土肥先次郎惟光等歸着す。申して云はく、高重等上洛以 に、官軍

彼の柏原彌三郎が住 、 江國柏原庄に發向するの刻、三尾谷十郎、件の居 の後面の山を襲ふの間、賊徒

電し畢んぬ。今兩使其の行方を伺ふと雖も、據る 無きに依つて歸參すと云々。……………A(ア)(イ)

" 2・12・27条



⑭<sup>1</sup> 土肥先次郎惟光 前記<sup>101</sup>に所見す。……………Aア(イ)

⑮<sup>1</sup> 小山左衛門尉朝政 前記<sup>10</sup>に所見す。……………Aア(イ)

⑯<sup>1</sup> 信綱 前記<sup>67</sup>に所見す。……………B

⑰<sup>1</sup> 善進士 善進士京都より歸參す。申して云はく、十五日御辭表を捧ぐ。勅許無く、返し下さると云々。……………A

ア(イ)

建仁1・12・28条

〔實朝將軍記〕

⑱<sup>4</sup> 後藤左衛門尉基清 右衛門權佐朝雅、仙洞に候じ、未だ退出せざるの間、圍碁の會有るの處、小舍人童走り來り

て金吾を招き、追討使の事を告ぐ。金吾更に驚動せず、本所に歸參し目算せしむるの後、關東より誅罰の專使を差し上せられ、遁迹に據無し。早く身の暇を給はるべきの旨、奏し訖んぬ。六角東洞院の宿廬に退出するの後、軍兵五條判官有範・後藤左衛門尉基清・源三左衛門尉親長・佐々木左衛門尉廣綱・同彌太郎高重已下襲ひ到りて、暫らく相戦ふと雖も、朝雅度を失ひて逃亡し、松坂の邊に遁る。金持六郎廣親・佐々木三郎兵衛尉盛綱等、彼の後を追ふの處、山内持壽丸後に六郎通基と號す。刑部大夫經俊が六男。右金吾を射留むと云々。……………B 元久2・⑦・26条

⑲<sup>5</sup> 後藤大夫判官基清 後藤大夫判官基清が飛脚、京都より參着す。申して云はく、去ぬる三日、白河の邊に謀叛の

者有り。基清即ち行き向ひて追捕するの處、郎從等多く以て疵を被る。然れども遂に件の賊主を梟す。是れ伊勢平

氏の餘流掃部權助正重と云々。驕奢有るに依つて、烏合し申さんと擬する者なり。……………A(ア)(イ)

建保6・1・12条

⑬④ 46<sup>6</sup>へ差遣者不明 基清<sup>カ</sup> 京都の飛脚<sup>▲</sup>參着す。申して云はく、去ぬる廿一日、山門の衆徒、日吉・祇園・北野等の神輿を頂

戴して入洛し、閑院殿の陣頭に振り奉る。仍つて北面の衆を遣はされ、之を防禦せらる。又、住京の健士光員・基

清・能直・廣綱等、勅定に依つて、宮門に馳せ參じ相支ふるの處、加藤兵衛尉光資<sup>光員が男、後に加藤新左衛門尉と號す。</sup>八王子の駕輿丁

の男の腕を切り落すの間、神輿を汚穢せしむ。仍つて振り弃て奉りて歸山す。是れ石清水別當法印宗清、鎮西の菅

崎宮に執務するの間、天台の末寺大山寺の神人、船頭の長光安、菅崎宮の留主相摸寺主行遍并びに子息左近將監

光助等が爲に殺害せらる。仍つて衆徒蜂起し、奏狀を勸して訴へ申すの間、行遍・光助禁獄せらると雖も、菅崎

宮を沒收して、山門領と爲し、并びに宗清法印を配流せらるべき由、之を訴へ申し、神輿を動かし奉る所なり。

……………A(ア)(イ) " 6・9・29条

⑬⑤ 89<sup>3</sup>季時 西國守護の沙汰の事に依つて、季時が使者參着す。仍つて今日御所に於て其の沙汰を經らる。廣元朝臣・

善信・行光・盛時等之を參行す。……………A(ア) 承元2・④・26条

⑬⑥ 89<sup>4</sup>駿河前司季時 駿河前司季時が使者、京都より參着す。申して云はく、去月晦日未の尅、高陽院殿の馬場御所燒

失すと云々。……………A(ア)(イ) " 4・3・10条

⑬⑦ 98<sup>2</sup>源三左衛門尉親長 前記46に所見す。……………B

⑬⑧ 105<sup>1</sup>武藏守朝雅 武藏守朝雅が飛脚<sup>▲</sup>到着す。申して云はく、去ぬる月日、雅樂助平維基が子孫等、伊賀國に起り、中

宮長同度光が子息等、伊勢國に起り、各々叛逆すと云々。彼の兩國の守護人山内首藤刑部兼經俊、子細を相尋ぬるの處、左右無く合戦を企つ。經俊無勢に依つて逃亡するの間、凶徒等二ヶ國を虜領し、鈴鹿の關・八峯山等の道路を固む。仍つて上洛の人無しと云々。……………A(ア)(イ) 元久1・3・9条

⑩5<sup>2</sup>武藏守朝雅 武藏守朝雅が飛脚到着す。申して云はく、去月廿三日に出京す。爰に伊勢平氏等鈴鹿の關所を塞ぎ、險阻を索むるの際、縦に合戦を遂げずと雖も、人馬通ひ難きに依つて、美濃國を廻りて、同廿七日伊勢國に入り、計議を凝らして、今月十日より同十二日に至るまで合戦す。先づ進士三郎基度が朝明郡富田の館を襲ひて、挑戰寇を移し、基度并びに舍弟松本三郎盛光・同四郎・同九郎等を誅す。次に安濃郡に於て、岡八郎貞重及び子息伴類を攻撃す。次に多氣郡に到りて、庄田三郎佐房・同子息師房等と相戦ふ。彼の輩遂に以て敗北す。又、河田刑部大夫を生虜る。凡そ狼喉兩國を靡かすと雖も、蜂起三日を軼ぎず。件の殘黨、猶、伊賀國に在り。重ねて之を追討すべしと云々。……………A(ア)(イ) 1・4・21条

⑩5<sup>3</sup>武藏守朝雅 朝雅が飛脚重ねて到來す。去月廿九日、伊勢國に到る。平氏雅樂助三郎盛時并びに子姪等、城墪を當國六ヶ山に構へ、數日相支ふと雖も、朝雅武勇を勵ますの間、彼等が防戦利を失ひて敗北す。凡そ張本若菜五郎が、城墪を構へ處る所は、所謂伊勢國日永・若松・南村・高角・關・小野等なり。遂に關・小野に於て其の命を亡ぼすと云々。度々の合戦の次第、軍士の忠否等、分明に之を注し申す。山内首藤刑部兼經俊・同瀧口六郎等、始めは、平氏の猛威を怖れて逐電せしむと雖も、後には朝雅に行き逢ひて、相共に征伐を勵ますの由、同じく之を載すと云々。

……………A(ア)(ウ)

1・5・6条

⑬7<sup>1</sup> 遠江左馬助 遠江左馬助、去ぬる五日、京都に於て卒去の由、飛脚到着す。是れ遠州當時の寵物牧の御方腹の愛

子なり。御臺所御迎への爲に去月上洛し、去ぬる三日京着す。路次より病惱、遂に大事に及ぶ。父母の悲歎更に比

ぶべきもの無しと云々。……………A(ア)

元久 1・11・13 条

⑬8<sup>1</sup> 114<sup>1</sup> 知親 元朝の字なり。美作藏人朝親と、名字  
着到の時、混乱するの間、之を改む。 京都より歸參す。京極中将定家朝臣に遣はさるる所の御歌、合點を加へ返

し進す。又、詠歌口傳一卷を獻す。是れ六義風躰の事、内々尋ね仰せらるるに依つてなり。……………A(ア)(ウ)

承元 3・8・13 条

⑬9<sup>1</sup> 117<sup>3</sup> 相州 相州京都より下着し給ふ。三品御上洛の時扈從せらる。而るに三品、去月十五日に出京し給ふと雖も、仙

洞の御鞠に參らんが爲に逗留せらると云々。……………A(ア)

建保 6・5・4 条

⑭0<sup>1</sup> 117<sup>4</sup> 相州 相州、召に依つて御所に參らる。洛中の事尋ね仰せらるるの處、相州申されて云はく、先づ去月八日梅

宮祭の時、御鞠拜見の志有るの由、内々申すの間、件の宮に臨幸し給ふ。右大將半藤車、隨身  
上臈を具す。顯官の威儀を刷はる。

是れ皆下官見物するが故なりと云々。同十四日、初めて御鞠の庭に參る。布衣顯文紗の狩衣、  
白の指貫。を着し、愚息二郎時村

二藍布の狩衣、  
白の狩袴。を伴ふ。公卿實子に候す。上皇御簾を上げて之を觀覽す。同十五日、十六日以後連々參入す。當道頗る

其の骨を得るの由、叡感數度に及ぶ。院中の出仕、案内を知らざるの旨、示し合するの間、尾張中将清親坊門内府  
の甥每

事扶持す。生涯争か其の芳志を忘れんやと云々。……………A(ア)(イ)

〃 6・5・5 条

⑭④<sup>1</sup> 130<sup>1</sup> 能直 前記46に所見す。……………B

⑭⑤<sup>1</sup> 131<sup>1</sup> 光貞 前記46に所見す。……………B

135 波多野彌次郎朝定 波多野彌次郎朝定京都より歸着す。去ぬる六日の除書を持參す。將軍家左近大將を兼任せし

め給ふ。始め御使入洛の時、故右大將軍の例に任せて右に任せらるべし。仍つて右幕下辭し申されんと擬するの刻、朝定上洛するの間、亦、先篇を改め、其の沙汰有り。御使博陸の御亭に往反すること數箇度と云々。件の聞書、安藝權守範高參進して御前に置かる。(中略)次に、朝定を簾下に召し、御劔を賜ふ。今度の使節の志を賞せらるるが故なり。……………A(ア)(イ)

139 信濃前司行光 信濃前司行光が使者參着す。彼の宮の御下向の事、今月一日天廳に達し、仙洞に於て其の沙汰有り。

兩所の中一所、必ず下向せしめ給ふべし。但し、當時の事にあらざるの由、同四日、仰せ下さる。此上は歸參すべきかの由、之を申すと云々。……………A(ア)(イ)

140 光季 光季が飛脚參着す。去ぬる廿日戌の尅、頭中將の青侍と大番武士等と鬪亂を起す。同廿二日夜に入りて、

彼の勇士等、夕郎の亭を襲はんと擬するの由、風聞するの間、光季馳せ向ひ、禁制を加ふるに依つて靜謐す。而して使廳より張本を召さるるの由之を申す。……………A(ア)(イ)

140 伊賀太郎左衛門尉光季 今晝、御使忠綱朝臣歸洛す。申の刻、伊賀太郎左衛門尉光季が飛脚參着す。去月晦日に

江州に謀叛の輩有るの由、風聞するの間、今月一日より同四日に至るまで、搜り求むと雖も、其の實無し。但し、疑貽有りて、一兩輩を生虜る。是れ刑部僧正長賢が一族の由之を申す。……………A(ア)(イ)

④⑦ 117 相州

相州・武州兩刺史、六波羅の館に移住す。右京兆の爪牙耳目の如くに治國の要計を廻らし、武家の安全を求む。凡そ今度の合戦の間、殘黨多しと雖も、疑刑は輕きに從ふべきの由、和談を経て、四面の網三面を解く。是れ世の讚する所なり。佐々木中務入道經蓮は、院中に候して合戦の計を廻らし、官兵敗走するの後、鷲尾に在るの由、風聞するの間、之を聞きて、武州、使者を遣はして曰はく、相拵へて命を捨つべからず。關東に申して厚免すべしてへれば、經蓮云はく、是れ自殺を勸むる使なり。蓋ぞ之を耻ぢざらんやてへれば、刀を取りて身肉手足を破る。未だ命を終へざる間、輿に扶け乘せて六波羅に向ふ。武州其の體を見て、示し送るの趣に違ひて自殺するは本意を背くの由、之を稱す。時に經蓮、聊か兩眼を見開き、快く咲ひて詞を發せず、遂に以て卒去すと云々。又、謀叛の象、所々に於て、之を生虜る中に、清水寺の住侶敬月法師は、指せる勇士にあらずと雖も、範茂卿に従ひて宇治に向ふの間、宥め難し。一首の詠歌を武州に獻ず。仍つて感懷の餘りに死罪を減じ、遠流に處すべきの由、長沼五郎宗政に下知すと云々。勅ナレハ身ヲハ捨テキ武士ノヤソ宇治河ノ瀬ニハタヽト 今日、武州飛脚を關東に遣はす。合戦無爲に屬するの由を申すに依つてなり。……………B 承久3・6・16条

④⑧ 117<sup>8</sup> 相州

後記154<sup>1</sup>に所見す。……………B

④⑨ 117<sup>9</sup> 相州

六條宮は但馬國に遷坐し給ふ。法橋昌明守護し奉るべきの由、相州・武州下知を加ふと云々。……………B

” 3・7・24条

⑤⑩ 117<sup>10</sup> 相州

六波羅の飛脚到着して云はく、去月廿五日、今度の合戦の張本能登守秀康・河内判官秀澄、南都に隱居す

るの由、其の聞え有るに依つて、相州の計ひとして、家人等を遣はし搜り求むるの間、件の兩人は逃げ去り訖んぬ。衆徒等蜂起し、夜討人と稱して、相州の使者を圍みて合戦す。其の使者無勢に依つて、悉く以て殺戮せられ、纔に残る所の僮僕兩三輩、六波羅に馳せ還りて事の由を訴ふ。仍つて相州・武州相談じて、翌日廿六日。午の刻、在京并びに近國の勇士數千騎を相催して、南都に差し向く。衆徒之を聞きて太だ周章し、木津河の邊に來り合ひ、先づ使者を以つて、愁へて云はく、軍兵南都に入らば、平家大伽藍を焼失するの時に異ならざらんか。然らば、惡黨を搜り尋ね、虜へ獻ずべしてへれば、懇望の旨に就きて優恕の儀を成し、歸洛し畢んぬ。今月二日、南都より秀康が後見を擲め出だす。當時沙汰有り。又、三日夜半、殿下及び右幕下の亭焼亡す。前殿下の亭、同時に放火せしむと雖も、打ち消す。凡そ叛逆の餘殃、未だ盡きすと云々。……………Aア(イ) 〃 3・10・12条

⑮<sup>117</sup>相州 相州・武州の飛脚京都より到來す。去ぬる十四日午の尅、太上法皇持明院殿に崩御の由、之を申す。御腫物に依つて數月御惱なり。尊號の後、纔かに三ヶ年、御年四十五と云々。奥州、二品の御方に參り、此の由を申し給ふと云々。……………Aア(イ) 貞應 2・5・18条

⑯<sup>135</sup>朝定 朝定、大神宮より歸着す。願書を祭主神祇大副隆宗朝臣に付し訖んぬの由、之を申す。……………Aア(イ)

承久 3・4・17条

⑰<sup>140</sup>伊賀太郎左衛門尉光季 西の尅、伊賀太郎左衛門尉光季が使者、京都より到着す。申して云はく、去ぬる十三日未の刻、右馬權頭賴茂朝臣を誅し、子息下野守賴氏を虜にし訖んぬ。折節若君御下向の間、故に飛脚を止め、今に子細を啓せずと云々。賴茂叡慮を背くに依つて、官軍を彼の在所昭陽舎賴茂大内を守護する間、此の所に住す。に遣はして合戦す。賴茂并

びに伴類右近將監藤近仲・右兵衛尉源貯・前刑部丞平頼國等、仁壽殿に入り籠りて自殺し、堀内の殿舎以下に放火す。仁壽殿の觀音像、應神天皇の御輿、及び大嘗會御即位の藏人方の往代の御嬖束・靈物等、悉く以つて灰燼と爲る。朔平門・神祇官・官の外記廳・陰陽寮・園韓神等、其の災を免ると云々。……………Aテ<イ> 〃 1・7・25条

⑮<sup>4</sup>大夫尉光季 午の刻、大夫尉光季の去ぬる十五日の飛脚關東に下着す。申して云はく、此の間、院中に官軍を召し聚めらる。仍つて前民部少輔親廣入道、昨日勅喚に應ず。光季、右幕下公經。の告を聞くに依つて、障りを申すの間、勅勘を蒙るべきの形勢有りと云々。未の刻、右大將の家司主税頭長衡の去ぬる十五日の京都飛脚下着す。申して云はく、昨日十四日。幕下。并びに黃門實氏。二位法印尊長に仰せて弓場殿に召し籠めらる。十五日午の刻、官軍を遣はして伊賀廷尉を誅せられ、則ち按察使光親卿に勅して、右京兆追討の宣旨を五畿七道に下さるるの由と云々。關東分の宣旨の御使、今日同じく到着すと云々。仍つて相尋ぬるの處、葛西谷山里殿の邊より之を召し出づ。押松丸秀康が所  
丸從と云々。と稱す。所持の宣旨并びに大監物光行が副狀、同じく東士の交名註進狀等を取りて、二品の亭御堂御所  
と稱す。に於て披閱す。亦同時に廷尉胤胤義村  
が弟。が私の書狀、駿河前司義村が許に到着す。是れ勅定に應じ右京兆を誅すべし。勅功の賞に於ては、請ふに依るべきの由、仰せ下さるの趣、之を載す。義村返報に能はず、彼の使者を追ひ返し、件の書狀を持ちて、右京兆の許に行き向ひて云はく、義村、弟の叛逆に同心せず、御方に於て無二の忠を抽んづべきの由と云々。其の後、陰陽道親職・泰貞・宣賢・晴吉等を招き、午の刻初めの飛脚到  
來の時なり。を以つて卜筮有り。關東太平に屬すべきの由、一同に之を占ふ。相州・武州・前大官令禪門・前武州以下群集す。二品、家人等を簾下に招き、秋田城介景盛を以て示し含めて曰はく、皆心を一にして奉るべし。是れ取期の詞なり。故右大將軍朝敵を征罰し、關東



を草創してより以降、官位と云ひ、俸祿と云ひ、其の恩既に山岳よりも高く、溟渤よりも深し。報謝の志淺からんや。而るに今逆臣の讒に依つて、非義の綸旨を下さる。名を惜しむの族は、早く秀康・胤義等を討ち取り、三代將軍の遺跡を全うすべし。但し、院中に參ぜんと欲する者は、只今申し切るべしてへれば、群參の士悉く命に應じ、且つは涙に溺みて返報を申すに委しからず、只命を輕んじて恩を報ぜん事を思ふ。寔に是れ忠臣國危きに見るとは、此の謂か。武家天氣を背くの起りは、舞女龜菊が申狀に依つて攝津國長江・倉橋兩庄の地頭職を停止すべきの由、二箇度宣旨を下さるるの處、右京兆諾し申さず、是れ幕下將軍の時、勳功の賞に募りて定補せらるるの輩、指せる雜怠無くして改め難き由、之を申す。仍つて逆鱗甚しきが故也と云々。……………Aテ<イ

” 3・5・19 条

⑮<sup>1</sup> 後藤左衛門尉 後記<sup>14</sup>に所見す。……………B

⑯<sup>3</sup> 大夫判官基綱 今日、六波羅の飛脚<sup>▲</sup>并びに大夫判官基綱が使者參着す。申して云はく、去ぬる十四日、基綱木津

河の北に向ひ、使者を河の南<sup>神木の御座處</sup>に遣はすの處、象徒皆來臨するの間、御成敗の趣、具に問答す。象徒一々に承伏す。

仍つて同廿一日、神木を本社に、座し奉り、翌日廿二日、殿下の御亭に宛<sup>光</sup>三儀を行はる。同じく御參内を刷ふと云々。

……………Aテ<イ 嘉禎 2・2・28 条

⑰<sup>4</sup> 後藤大夫判官基綱 南都の事、寺社門戸を開き、神木歸坐す。使節の功たるの由、殊に其の沙汰有り。御感の御

書を後藤大夫判官基綱<sup>當時在京す</sup>が許に遣はさると云々。又、南都の住侶に武藏得業隆圓といふ者有り。其の志を武家

に運び奉る。仍つて六波羅駿河守并びに使節基綱、内々隆圓に談ぜらるるの旨有る間、象徒に對して關東の威勢

を輝かし、潜かに又、諷詞を加ふ。之に就きて、蜂起忽ちに靜謐し訖んぬ。基綱其の趣を注進せしむるに依つて、今日同じく感じ仰せ遣はさる。凡そ、世の爲、寺の爲、關東の奉爲に第一の奉公なり。尤も感じ思し食すと云々。  
……………A(ウ)  
” 2・3・21条

⑬5 佐渡守基綱 評議を經られ、南都の騷動を鎮めんが爲に、暫く大和國に守護人を置き、衆徒知行の庄園を沒收し、悉く地頭を補せられ畢んぬ。又、畿内近國の御家人等を相催し、南都の道路を塞ぎ、人々の出入を止むべきの由議定有りて、印東八郎・佐原七郎以下殊に勝れたる勇敢壯力の輩を撰び遣はさる。衆徒若し猶 敵對の儀を成さば、更に優恕の思ひ有るべからず、悉く討ち亡ほさしむべしと云々。且つは各々の死を致さんと欲すべきの由、東土に於ては直に仰せ含めらる。京畿の者に至りては、其の趣を六波羅に仰せらる。又、南都領の在所、悉く知しめさるべからざるの處、武藏得業隆圓密々に其の注文を佐渡守基綱に與へ、基綱關東に送り進するに就きて、地頭に新補せらると云々。……………A(ウ)  
” 2・10・5条

⑬4 佐渡守基綱 佐渡守基綱、京都より參向す。南都靜謐の條々の事、之を申し入る。此の事の内外の計、偏に武藏得業隆圓が忠に依るの由、之を申す。其の趣、六波羅駿河守重時。の去ぬる十一日の狀に載すと云々。……………A(ア)  
イ(ウ)  
” 2・12・29条

⑬4 武州 前記117に所見す。……………A(ア)イ

⑬4 武州 今日、使者を關東に遣はす。是れ今度の合戦の間、官兵を討ち、又、疵を被り、官兵の爲に討ち取らるる者、彼は數多有り。關判官代・後藤左衛門尉・金持兵衛尉等、之を尋ね究め、其の交名を注して、武州に送る。仍

つて勲功の賞を行はれんが爲に遣はす所なり。中太彌三郎飛脚たりと云々。……………A(ア)(ウ) 承久3・6・18条

⑩2 武州 去ぬる十六日の武州の飛脚、今夜丑の刻、鎌倉に到着す。合戦無爲、天下靜謐の次第、委細の書狀を披き、

公私の喜悅、喩を取るに物無し。即時に卿相雲客の罪名以下、洛中の事の定め有り。大官令禪門、文治元年の沙汰

の先規を勘へて、之を相計ひ、事書を整ふ。進士判官代隆邦筆を執りて、之を註すと云々。……………A(ア)(ウ)

” 3・6・23条

⑩3 武州 後記151<sup>1</sup>に所見す。……………B

⑩4 武州 前記117<sup>9</sup>に所見す。……………B

⑩5 武州 前記117<sup>10</sup>に所見す。……………B

⑩6 武州 前記117<sup>11</sup>に所見す。……………A(ア)(イ)

⑩7 武藏太郎 後記158<sup>2</sup>に所見す。……………B

⑩8 關判官代 前記144<sup>2</sup>に所見す。……………B

⑩9 駿河前司 子の刻、安東新左衛門尉光成六波羅に着く。洛中城外の謀叛の輩斷罪せらるべき條々、具に之を申す。

相州・武州、關東の事書を披き、駿河前司・毛利入道が如き評議有りと云々。……………B

” 3・6・29条

⑩0 安東新左衛門尉光成 前記151<sup>1</sup>に所見す。……………B

⑩1 相摸掃部助 前奥州後室禪尼、二位家の仰せに依つて、伊豆國北條郡に下向し、彼の所に籠居すべしと云々。其

の科有るが故なり。伊賀式部兼光宗、信濃國に配流せらる。舍弟四郎左衛門尉朝行・同六郎右衛門尉光重等、相摸掃部助・武藏太郎が預りとして、京都より直に鎮西に配流すべきの旨、仰せ遣はさる。此の兩人は、相公羽林の上洛に扈從するの後、未だ歸參せずと云々。……………B  
貞應3・8・29条

⑫<sup>3</sup>時盛 後記164<sup>3</sup>に所見す。……………B

⑬<sup>1</sup>南條七郎二郎 後記162<sup>1</sup>に所見す。……………B

⑭<sup>1</sup>美濃澤右近二郎 武州、御書を右近將監多好方に遣はさる。是れ和琴の秘曲を美濃澤右近二郎に授くるの由、申し送るの間、神妙の趣、賀せらるる所なり。此の曲の事は、先日、南條七郎二郎に相傳せしむべきの旨、仰せ遣はさるる處、母の所勞に依つて歸參するの間、美濃澤たるべきの由、仰せられ訖んぬ。……………B

寛喜1・12・17条

⑮<sup>4</sup>重時 去ぬる廿三日、臺嶺の象徒、三社十禪師・客人・八王子の神輿を花洛に動かし奉る。是れ近江國高嶋郡田中郷地頭佐々

木次郎左衛門尉高信が代官と日吉の社人等と鬪亂を起すが故なり。而るに神輿入洛の時、例に任せて官軍相禦ぐの間、官人疵を被り死悶に至るの由、之を訴へ申すに就きて、彼の刻に先陣の輩の中、右衛門尉遠政・兵衛尉遠信等、流刑せらるべきの由、定めらるるの上、高信を鎮西に配流すべきの由、六波羅に仰せ遣はさるる所なり。神輿の入洛は先規有りと雖も、今度の次第に於ては、殆と上古の狼藉に超へたり。仍つて張本を召し出され、後昆を誡められんが爲に、殊なる重科にあらずと雖も、先づ御家人等に於ては、山徒の鬱陶に任せて所當の咎に處せらると云々。其の篇條々の沙汰有り。奏聞の爲に、今日御教書を二條中納言忠高卿に遣はさる。田中郷地頭高信が代官と住民と喧

嘩の事、先日重時・時盛、事の由を注し下すの間、兩方を決せられ、御沙汰有るべきの由、貫主に言上し畢んぬ。更に是れ高信を優恕するの儀にあらず、高信罪科候はば、争か炳誠を加へざらんや。神人の訴訟連々の處、是非を糺明せずんば、傍輩勝つに乗つて濫訴絶ゆべからざるに依つて、其の趣を申さしむる計なり。以上次に、象徒に於ては、且つは聖斷を仰ぎ、且つは關東の左右を相待つべきの處、忽に神輿を動かし、天聽を驚かし奉るの條、理不盡の惡行、不可説の次第に候。張本に至りては、早く其の身以下を召し出さるべきの趣、之を載せらると云々。……………B

文曆2・7・29条

①76 六波羅駿河守 前記<sup>142</sup>に所見す。……………B

①77 六波羅駿河守重時 前記<sup>142</sup>に所見す。……………B

①78 重時 京都の使者參着す。去ぬる五日、主上春秋十一。御元服。御加冠攝政。理髮左府。能冠内藏守顯氏朝臣と云々。又、去年十一

月、洛中の群盜を相鎮むべき間の事、評定有りて、相州に仰せらる。相州之を申さるるに就きて、公家、使廳等に仰せ付けらると云々。彼の狀等到來す堀河中納言宛右大辨經光并びに相摸守重時宛權中納言親俊書狀略。……………A(ア)(ウ) 仁治2・1・19条

①79 新判官光村 今日、新判官光村、京都より歸參す。使節の賞に依つて去ぬる十四日、使の宣旨を蒙ると云々。皇子降誕の事を賀し申さるる御使なり。……………A(ア) 寛喜3・4・29条

①80 大納言僧都隆辨 京都の使者參着す。去ぬる十日午の刻、皇子降誕すと云々。此の御加持の爲に大納言僧都隆辨、去年上洛す。件の勸賞として、同廿日法印に敍す。此の御誕生、別して將軍家の御慶賀たり。御外戚の寄有るが故なり。仍つて御息災御祈の用途の事、御沙汰たるべしと云々。……………A(ア) 寛元1・6・18条

⑧174 大納言法印隆辨

大納言法印隆辨京都より歸參す。去ぬる六月十日、皇子誕生の御加持たり。之に加えて同廿一

日、今出河入道相國の瘧病を祈り、忽に減氣に屬せしむ。旁々効驗を顯はすの由と云々。……………Aア)

" 1・10・21条

〈頼嗣將軍記〉

⑧179 飛脚

夕に及びて、六波羅の飛脚參着す。合戦の事に依つてなり。是より遣はさるる所の飛脚、去ぬる九日入洛す

るの間、御教書を冷泉太政大臣殿に付け進し、執柄に申す。即ち又、奏達に及ぶと云々。世上無爲に屬する事、殊に悦び聞しめさるる所なり。……………Aア)

寶治1・6・14条

⑧158 越後入道勝圓

野本次郎行時、名國司所望の事、父時員能登守に任せらるるの時、成功に付けず、直に拜除せし

むるの上は、彼の例の如く、臨時内給たるべきの由、之を申す。清左衛門尉奉行として、今日沙汰有り。其の父時員は、越後入道勝圓に屬し、在京の時、彼の内擧に付きて自然に任せしむるか。法を堅めらるるの後は、例とするに足らざるの間、輒く許容に亶び難きの旨、仰せ出さる。又、臨時内給の事、三分の官等に於ては、事の躰に依つて、之を申し請けらるべし。名國司以上に至りては、其の競望を停止せらるべきの由と云々。……………B

建長2・12・9条

〈宗尊親王將軍記〉

⑮⑦ 若宮別當僧正隆辨

若宮別當僧正隆辨

京都より歸參す。是れ園城寺三摩耶戒壇の事に依つて、去季九月十四日

上洛す。今年正月四日、奏達せしむるの勅許に就きて、山徒強訴に及ぶの間、同廿日官符を召し返さる。同廿一

日、寺門の衆徒僧正仙朝・法印淨有・忠尊以下僧綱三十餘輩、金堂に集會し僉議を凝す。同廿三日退散すと云々。

……………(ア)

正元2・3・1条

⑮⑧ 伊勢入道行願

山門・園城寺騒動の事に依つて、去夜六波羅の使者、經任朝臣の奉書並びに注進狀を持參す。御

使伊勢入道行願

使節に依つて  
去年より在京す。

書狀等披露有るべし。而して今年評定始以前と雖も、急事たるの間、日次の沙汰に及ばず、

今日評定有り。但し、人々布衣を着せず。又、孟酌無し。是れ評定始の禮にあらざるか。近年此の如きの例無しと

云々。相州出仕せしめ給ふ。尾張入道見西・越後守實時中略對馬前司倫長・勘解由判官康有等其の座に候す。佐藤

民部次郎業連事書等を執筆す。議畢りて泰盛・心蓮之を持參す。上覽の後、使者を評議の座に召し、御返事を下さる。

即時使歸洛せしめ畢んぬ。……………(ア)(ウ)

文永2・1・6条

⑮⑨ 和泉前司行方

辰の刻

京都の飛脚關東に參着す。是れ先日上洛の使節和泉前司行方・武藤左衛門尉景頼奏聞

に就きて、宮御下向の事、去ぬる一日より仙洞に於て連々其の沙汰有り。殿下毎度參り給ふ。但し、三歳の宮准后の腹

十三歳の宮大納言二品の腹兩所の間、何れの御方御下向有るべきやの事、之を尋ね仰せらるるに依つて、兩六波羅馳せ申す

所なり。奥州・相州等會合し、群議を経られ、十三歳の宮御下向有るべきの旨、之を申さる。仍つて同日申の刻に及びて飛脚歸洛す。……………B  
建長4・3・5条

①87 武藤左衛門尉景頼 前記187<sup>1</sup>に所見す。……………B

①88 193<sup>2</sup> 内藏權頭親家 當參人數の中、或いは然るべきの仁、或いは要樞の輩を撰び、始めて廂蒙を結番せらる。此の事、仙洞の儀を以て關東に摸せらるるの條、頗る其の憚り有るべきかの由、相州禪室に仰せ合はされ、答へ申さるるの篇に就きて、内藏權頭親家・遠江十郎左衛門尉頼連等を以て御使として、内々叡慮を窺はるるの處、勅許有り。亦、侍の參昇は何様たるべきかの趣、之を問ひ申さる。其の境に於て嫌ひ思しめさるる侍に至りては、人數定めて足らざるかの旨、之を仰せ下さると云々。緯已に嚴重の間、近衛少將以下等を以て番頭と爲す。故に御震筆を染め、御簡を書かしむ。御新紙は唐紙を用ゐらるる所なり。此の間、珍事有り。頼連使節として、名字を番頭の脇に載せらるべし。然らずんば所望無きの由、頻りに之を訴へ申す。沙汰有りて之を闇かる。(下略)……………B

正嘉1・12・24条

①89 195<sup>2</sup> 遠江十郎左衛門尉頼連 前記193<sup>2</sup>に所見す。……………B

右掲の全E記載に就き、其処に包含されているF記載、即ちA記載に関して、此れが全E記載中に在って如何ように所見されるかを歴代の各將軍記毎に考察してみよう。斯かる作業を試みるに当り、先ず、F記載の事例(以下、之をF事(例と略称する。))、即ちA記載の事例(以下、之をA事(例と略称する。))と、全E記載の事例中から、件のF事例(A事例)を除いたB記載の事例(以下、之をB事(例と略称する。))とを甄別して列挙することから始めよう。